

《第3次東秩父村男女共同参画プラン》

みんなで共に創る 元気村ひがしちちぶ



令和3年3月

東秩父村

は じ め に



初春の令月にして、気淑く風和ぐ時代「令和」を迎えて3年が経ちました。現在、本村では少子高齢化が進行し、若年層の村離れが深刻化する由々しき事態となっております。村政といたしましては、高齢者にやさしい村づくりのために後期高齢者医療制度の充実や介護予防事業などに重点をおいた施策を執行することに努めております。その傍ら、若年層に定住したいと思っただけのような村を目指し、老若男女、多様な住民のライフステージ・ライフスタイルに合わせた生活環境の整備等にも力を入れている次第でございます。それらすべての施策において尊厳すべきは一人ひとりの人権であり、様々な世代・性別にとらわれない社会参画を推進することが目的となっております。また、村政に多彩なご意見・ご協力を求め、共同で豊かな村づくりを行う民主主義の根幹を果たすためには、多様な人材の確保が重要課題と認識しております。

昨今、女性の社会進出は目覚ましいものがあり、活躍の場が多く存在しております。男性の育児休暇取得なども増え、家庭生活を互いに協力して送るといったケースが珍しくない時代となりました。今回の策定に係る事前調査におきましても、大半の方が、「女性は家庭に入り、男性は社会で働くもの」という日本に長く続いた性別役割分担意識を払拭する考えをお持ちであることが分かり、男女参画の社会の実現まで着実に近づいてきている証拠に、大変喜ばしく思います。

東秩父村では、平成13年より東秩父村女性行動計画を、平成23年には10年計画とした東秩父村男女共同参画プラン「元気いっぱい ひがしちちぶ」を策定し、今日まで男女が平等に参画できる社会を目指してまいりました。そして、10年間で培われた村の主体を基に、様々な課題の整理・見直しを行い、また、時代のニーズに応えた目標も含め、新たに第3次となる「みんなで共に創る 元気村ひがしちちぶ」をここに策定いたしました。

今後、この計画に基づき、すべての住民と共同で創る東秩父村を実現するために、住民皆様まのご理解と、積極的な参画をお願い申し上げます。

この計画策定にあたり、貴重なご意見・ご提案をいただきました懇話会委員の皆さまをはじめ、ご協力を賜りました多くの皆さま方に心よりお礼申し上げます。

令和3年3月

東秩父村長 足立 理助

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の背景	2
(1) 世界の動き	2
(2) 国の動き	3
(3) 県の動き	4
(4) 村の動き	5
3. 計画の位置付け	5
4. 計画の期間	6
5. 計画の策定体制	6

第2章 実態調査から見た男女共同参画意識等の現状と課題

1. 実態調査結果の概要	7
(1) 調査の目的と基本属性	7
(2) 男女の地位に関する意識について	8
(3) 男女共同・平等に関する意識について	12
(4) 家庭生活での状況について	17
(5) 職場での状況について	19
(6) 女性の社会参加について	21
(7) 村の政策について	23
(8) DV、人権意識について	24
2. 男女共同参画社会の実現にむけた現状と課題	28
(1) 男女共同参画意識における課題	28
(2) 男女共同参画の推進にむけた課題	29
(3) DV・デートDVの防止にむけた課題	30

第3章 計画の基本的考え方

1. 基本理念	31
2. 基本目標	31
(1) 基本目標1 男女共同参画の意識を広める	32
(2) 基本目標2 あらゆる分野の男女共同参画を進める	32
(3) 基本目標3 配偶者等に対するあらゆる暴力を根絶する	32
(4) 基本目標4 男女共同参画の推進体制を構築する	32
3. 計画の体系	33

第4章 施策の展開

1. 男女共同参画の意識を広める	34
(1) 村民への広報・啓発の充実	34
(2) 男女平等の視点に立った教育の推進	35
(3) 性と人権を尊重する広報・啓発の充実	36
2. あらゆる分野の男女共同参画を進める	38
(1) 家庭生活における男女共同参画の推進	38
(2) 女性が活躍できる環境づくりの推進	39
(3) 地域社会における男女共同参画の推進	40
(4) 生涯を通じた心身の健康づくり	43
3. 配偶者等に対するあらゆる暴力を根絶する	45
(1) DV等の防止にむけた啓発活動の推進	45
(2) DV等被害者支援への取組の推進	46
4. 男女共同参画の推進体制を構築する	47
(1) 推進体制の構築	47

資料編

1. 男女共同参画社会基本法	48
2. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	53
3. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	64
4. 埼玉県男女共同参画推進条例	74
5. 東秩父村男女共同参画プラン策定懇話会設置要綱	78

第 1 章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

本村では、平成 13 年度に「東秩父村女性行動計画（計画期間：平成 13 年度～平成 22 年度）」を、平成 22 年度には、その後継計画として「東秩父村男女共同参画プラン（計画期間：平成 23 年度～令和 2 年度）」（以下、「第二次計画」という。）を策定して、男女共同参画社会の実現にむけた様々な取組を推進してきました。しかし、わたしたちを取り巻く制度・慣行のなかには、女性と男性が生き生きと活躍できる社会に向けて解決しなければならない課題がいまだに多く存在しています。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」といった固定的な性別役割分担意識は、弱まりこそありますが依然として社会に根強く残っています。また、国から制度方針が打ち出されたとしても、それを個々の現場で実現しようという強力なリーダーシップの欠損や、暮らしのセーフティネットや女性のライフコースへの配慮が不十分であれば、すぐに成果につながらない場合もあります。

政策決定の場、教育の場、地域活動の場、子育てや介護の場など、あらゆる場で男女がその個性と能力を発揮していくためには、今後も継続して多くの課題を解決し、改善していかなければなりません。

こうした状況をふまえ、本村の男女共同参画社会の実現にむけた取組の更なる向上のため、新たに令和 3 年度～令和 10 年度を計画期間とする「第 3 次東秩父村男女共同参画プラン」（以下、「本計画」という。）を策定することといたしました。

なお、本計画は、これまでの男女共同参画の推進にむけた各種取組内容や、村民の男女共同参画に対する意識調査、役場職員による計画策定検討委員会及び村民による懇話会を通じた地域課題等の把握により、より一層実効性の高い計画となるよう留意し、策定いたしました。そして、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下、「DV 防止法」という。）の一部改正や、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という。）の制定など、第二次計画策定以降の男女共同参画を取り巻く法制度の変化や、人口減少、未婚・単身世帯の増加及び人生 100 年時代の到来による働き方の変化、頻発する大規模災害・世界規模の感染症の流行を踏まえた新たな視点、AI・IoT 及び SDGs などの新たな時代潮流への対応など、男女共同参画の推進に関わる社会全体の様々な変化に対応することを目的として、策定を行ったものです。

2. 計画の背景

(1) 世界の動き

この計画書は、国連が 1975（昭和 50）年を「国際婦人年」とし、男女平等の促進を目標に掲げて以来、男女平等を実現するために、以下のような会議や目標、法律を背景として、つくられています。

- 1975 年 第 1 回世界女性会議開催（メキシコシティ）。
1976 年から 10 年間を「国連婦人の 10 年」とする。
- 1980 年 第 2 回世界女性会議開催（コペンハーゲン）。
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）の署名式。
- 1990 年 第 3 回世界女性会議開催（ナイロビ）。
婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略（ナイロビ将来戦略）採択。
- 1995 年 第 4 回世界女性会議開催（北京）。
西暦 2000 年までに取り組む重点的な課題を定めた「行動要領」が採択。
- 2000 年 国連特別総会「女性 2000 年会議」開催。
北京会議で採択された行動綱領の実施状況の分析、見直し及び評価、今後の方向性の検討。
- 2005 年 国連「北京+10」世界閣僚級会合。
「女性 2000 年会議成果文書」に関する実施状況の評価・見直しと、完全実施に向けた取り組みを国際社会に求める。
- 2010 年 第 54 回国連婦人の地位委員会開催。
「北京宣言及び行動綱領」と「女性 2000 年会議成果文章」の評価を主要テーマとし、「宣言」及び 7 項目からなる「決議」が採択。
- 2015 年 国連「持続可能な開発サミット」開催。
「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」（SDGs）が採択。
17 の持続可能な開発目標（SDGs）の 1 つに「ジェンダー平等と女性・女児のエンパワメント」が掲げられる。
- 2016 年 G7 伊勢志摩サミット開催。
ジェンダー格差の解消や女性の進出等についての具体的行動指針となる「女性の能力開花のための G7 行動指針」を取りまとめ。

(2) 国の動き

国内では、国連が「国際婦人年」と定めた 2 年後に「国内行動計画」を策定して以来、次のような男女共同参画社会づくりのための法制度の改革等をすすめてきましたが、この計画も、それらの動きを背景としてつくられています。

- 1977 年 「国内行動計画」策定 国立婦人教育会館が嵐山町に開館。
- 1985 年 「女子差別撤廃条約」批准、「男女雇用機会均等法制定」。
- 1987 年 ナイロビ将来戦略の趣旨を受け「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」が策定。
- 1991 年 「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」第一次改定。「共同参加」から「共同参画」へと変えられ「男女共同参画社会」の実現に向けた取り組み開始。
- 1994 年 総理府に男女共同参画室及び男女共同参画審議会が設置。内閣総理大臣を本部長とする男女共同参画推進本部が設置。
- 1996 年 男女共同参画審議会が「男女共同参画のビジョン」を答申。これを基に男女共同参画推進本部が「男女共同参画 2000 プラン」を策定。「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に、政治的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつともに責任を担うべき社会」と男女共同参画社会を位置付け、取り組み施策が総合的・体系的に整備。
- 1999 年 男女雇用機会均等法が改正され、「男女共同参画社会基本法」が施行。「社会制度や慣行が男女に中立的に働く様に配慮されねばならない」という基本理念が打ち出される。
- 2000 年 男女共同参画計画策定。
- 2002 年 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律完全実施。
- 2003 年 少子化社会対策基本法の公布、施行。
次世代育成支援対策推進法の公布、施行。
- 2004 年 女性の再チャレンジ支援プランの策定。
- 2005 年 第二次男女共同参画計画策定。
- 2007 年 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章及び仕事と生活の調和推進のための行動計画の策定。
- 2010 年 第三次男女共同参画計画策定。
- 2012 年 女性の活躍促進による経済活性化行動計画の策定。
- 2013 年 日本再興戦略の策定。戦略の中核として、女性の活躍推進を位置付け。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正。生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象を拡大。

- 2015 年 第四次男女共同参画基本計画策定。
- 2016 年 女性活躍推進法の施行。 様々な状況に置かれた女性が自らの希望を実現して輝くことにより、我が国最大の潜在力である「女性の力」が十分に発揮され、社会の活性化につなげることを目的とした法令であり、国や地方公共団地、民間事業主等の責務を明確化。
- 2018 年 政治分野における男女共同参画に推進に関する法律の施行。

(3) 県の動き

県は、1980 年に「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」を策定して以来、社会経済の進展に合わせて計画の見直し、策定をすすめ、2000 年には都道府県で初めての「男女共同参画推進条例」を制定しました。そうした県の動きを背景として策定されています。

- 1980 年 「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」策定。
- 1984 年 「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」見直し。
- 1986 年 「男女平等社会確立のための埼玉県計画」策定。
- 1990 年 「男女平等社会確立のための埼玉県計画」見直し。
- 1995 年 「2001 彩の国男女共同参画プログラム」策定。
- 2000 年 「埼玉県男女共同参画推進条例」制定。
- 2002 年 「埼玉県男女共同参画推進プラン 2010」策定。
埼玉県男女共同参画推進センター「With You」開設。
- 2004 年 女性チャレンジ支援事業開始。
- 2006 年 「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」策定。
- 2008 年 埼玉県女性キャリアセンター開設。
- 2012 年 「ウーマノミクス課」設置。
- 2017 年 「埼玉県男女共同参画基本計画（平成 29 年度～令和 3 年度）」策定。
「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第 4 次）」策定。
- 2020 年 「埼玉県男女共同参画基本計画（平成 29 年度～令和 3 年度）」一部変更。

(4) 村の動き

- 2000 年 総合振興計画策定に伴い、男女の意識のあり方に関する質問も含む村民意識調査を実施。
- 2001 年 男女共同参画社会をめざして、「東秩父村女性行動計画」策定。
- 2010 年 前計画期間の終了に伴い、新たに「東秩父村男女共同参画プラン」を策定。
- 2016 年 女性活躍推進法に基づく「東秩父村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」策定。
- 2020 年 村民の男女共同参画に関する意識を新たな計画に反映するため、男女共同参画に関する意識調査を実施。

3. 計画の位置付け

本計画は、男女共同参加社会基本法第 14 条第 3 項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置付けられ、本村における男女共同参画社会の実現に向けた施策の基本的方向について明らかにするものであり、併せて、DV防止法第 2 条の 3 第 3 項に基づく「DV防止基本計画」及び女性活躍推進第 6 条第 2 項に基づく「女性活躍推進計画」を内包するものです。

また、国の「男女共同参画基本計画（第 5 次）」、「埼玉県男女共同参画基本計画（平成 29 年度～令和 3 年度）」及び「東秩父村総合振興計画（第 6 次）」を上位計画とし、関連する村のその他の計画との調和を図りつつ策定されるものです。

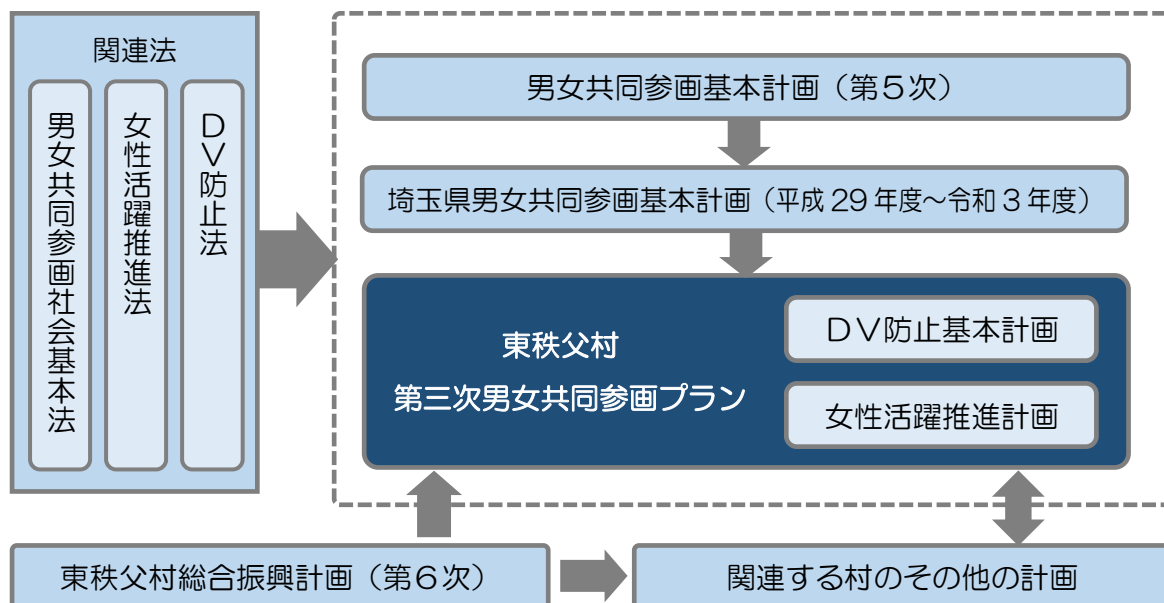


図 1-1 計画の位置付け

4. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度～令和10年度までの8年間とします。ただし、今後の社会情勢の変化や計画の進捗状況に応じて、適宜、見直しを行うこととします。

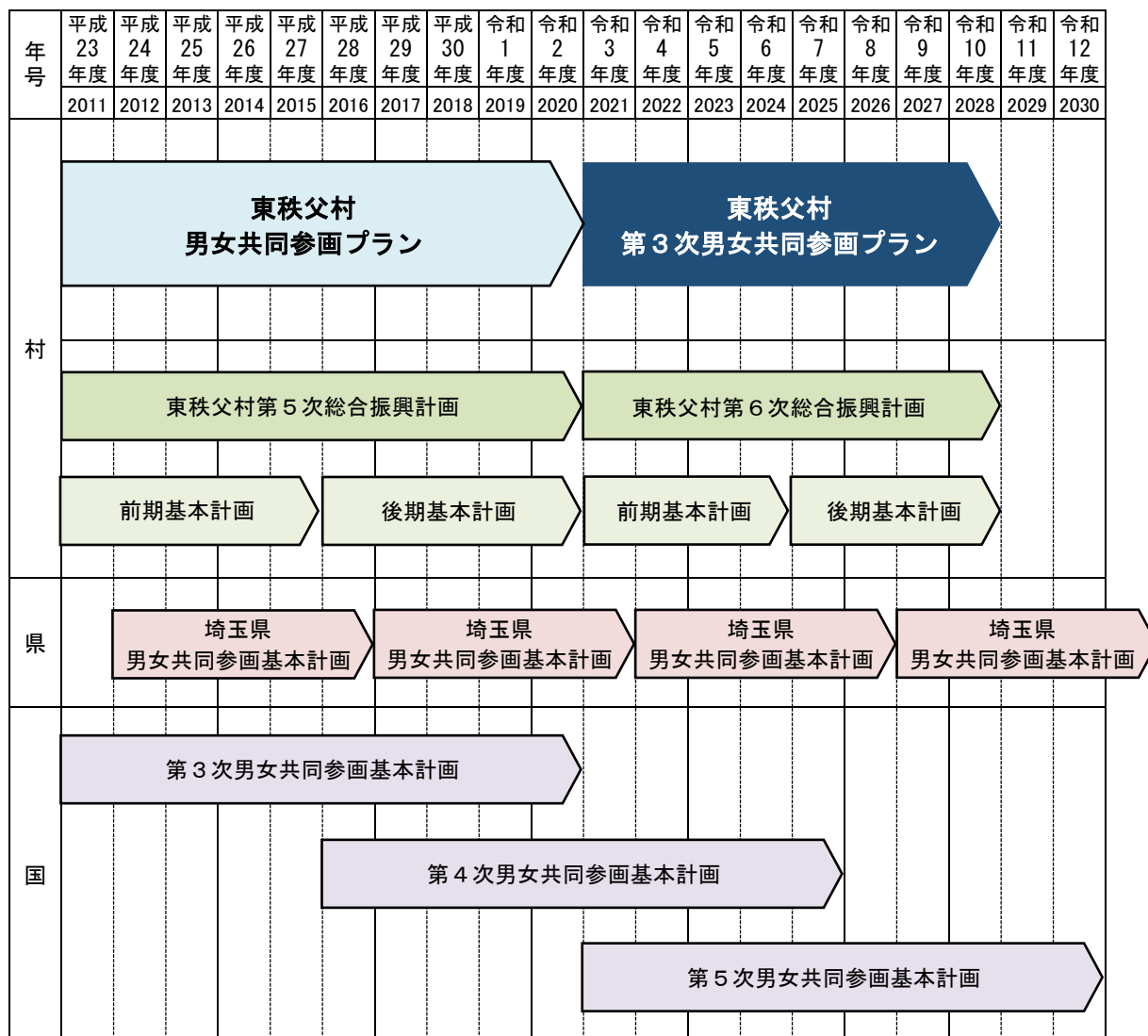


図 1-2 計画期間

5. 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、役場職員による計画策定検討委員会及び村民による懇話会において審議等を重ねるとともに、男女共同参画に関する意識調査や、パブリックコメントの実施などを通して、広く村民意見の聴取と反映に努めました。

第2章

実態調査から見た男女共同参画意識等の現状と課題

1. 実態調査結果の概要

(1) 調査の目的と基本属性

① 調査の背景と目的

本調査は、「第3次東秩父村男女共同参画プラン」を策定する基礎資料とするため、東秩父村在住の18歳以上の方から500名を対象として、課題や意見、今後の意向等を把握することを目的として実施したものです。

② 調査の実施概要

調査名	男女共同参画プラン調査
対象者	東秩父村在住 18歳以上の500名
抽出方法	無作為抽出
調査方法	郵送配付・郵送回収
実施時期	令和2年9月1日～令和2年9月25日
配布数	500
有効回収数（有効回収率）	191（38.2%） 無効票1を除く

③ 基本属性

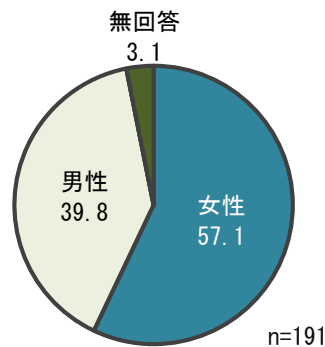


図 2-1 回答者の性別

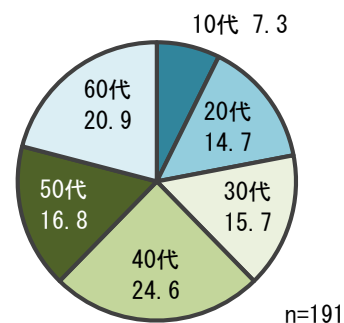


図 2-2 回答の年齢

夫婦の働き方は、「共働きである」が64.8%、「夫だけが働いている」が21.3%となっています。一方、「妻だけが働いている」が5.6%と少なくなっています。

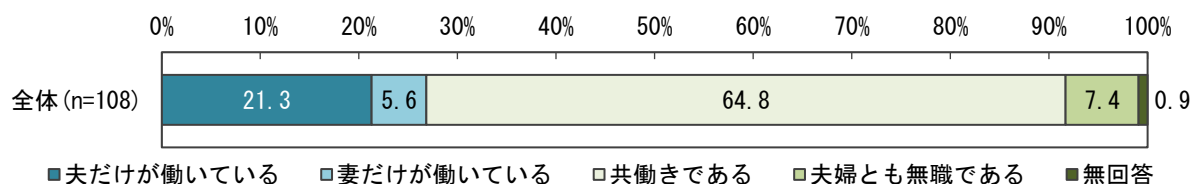


図 2-3 夫婦の働き方

(2) 男女の地位に関する意識について

① 男女の地位の平等

男女の地位の平等について、「平等」と回答された分野は「学校教育の中で」が61.8%、「家庭の中で」48.7%となっています。一方、「男性の方が優遇されている」では「全体として」が59.7%となっています。

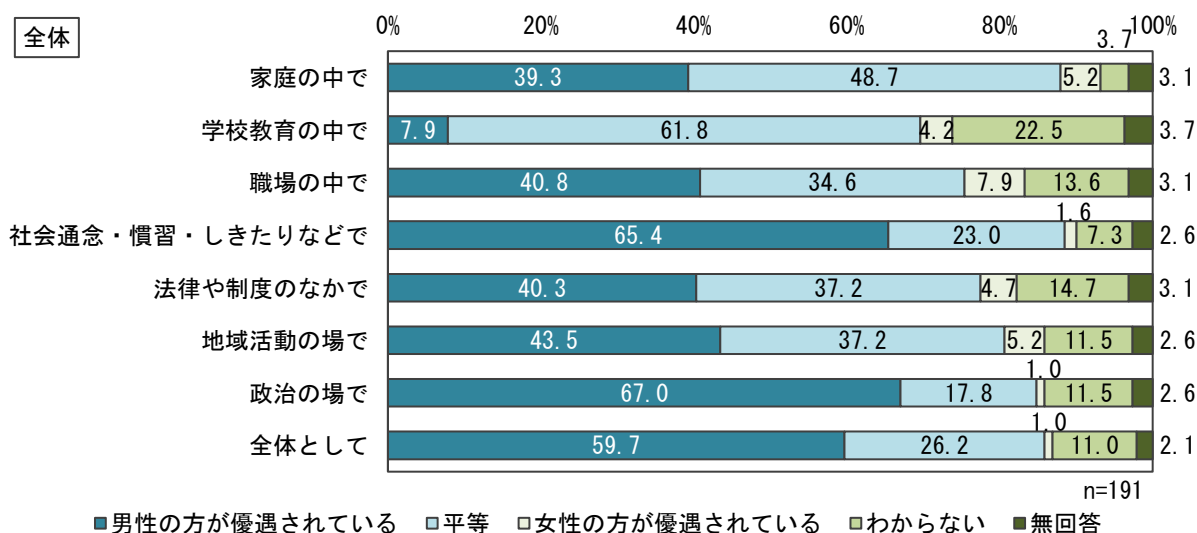


図 2-4 男女の地位の平等（全体）

性別で見ると男性の回答において「平等」では「学校教育の中で」が61.8%となっています。「男性の方が優遇されている」では「社会通念・慣習・しきたりなどで」が65.8%、「政治の場で」及び「全体として」が55.3%となっています。一方、「女性の方が優遇されている」では「政治の場で」及び「全体として」が2.6%と少なくなっています。

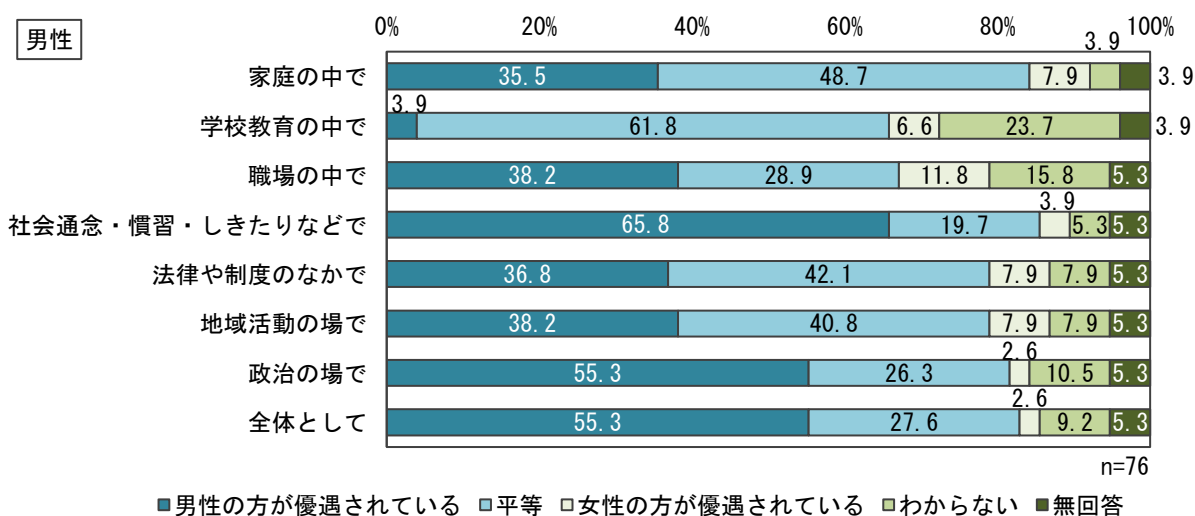


図 2-5 男女の地位の平等（男性）

女性の回答において「平等」では「学校教育の中で」が60.6%、「男性の方が優遇されている」では「政治の場で」が73.4%、「女性の方が優遇されている」では「社会通念・慣習・しきたりなどで」、「政治の場で」及び「全体として」が0.0%となっています。

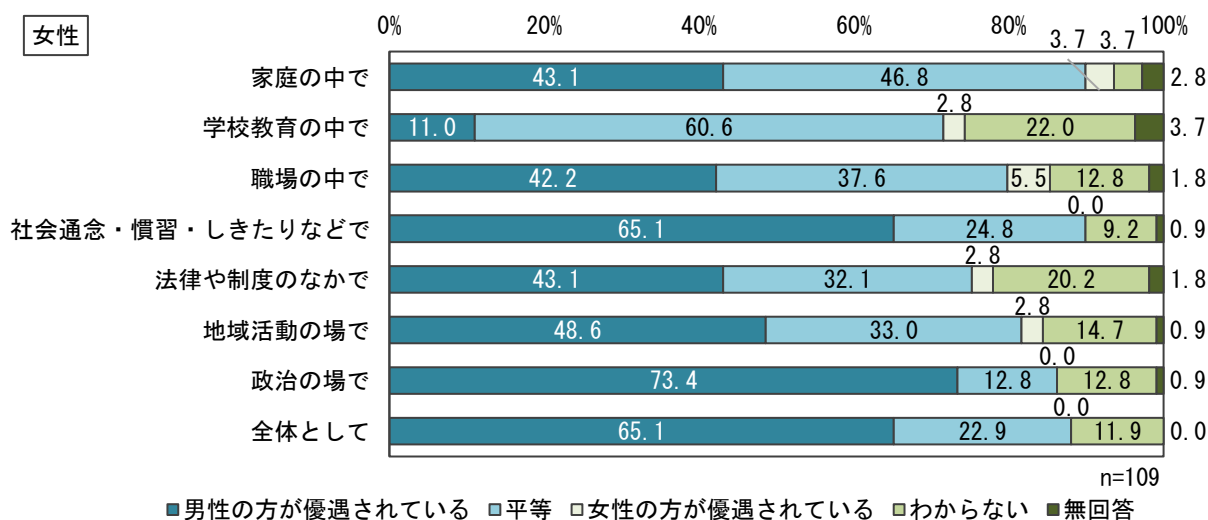


図 2-6 男女の地位の平等（女性）

注：調査質問項目では、それぞれの分野において、選択肢は「男性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」「平等」「どちらかといえば女性の方が優遇されている」「女性の方が非常に優遇されている」「わからない」のうち、「男性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を「男性の方が優遇されている」とみなし、「女性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば女性の方が優遇されている」を「女性の方が優遇されている」とみなして表示しています。

② 職場での男女平等

職場での男女平等は、「採用時の条件」において「平等」が58.9%、「研修の機会や内容」が56.6%、「能力評価」が49.6%となっています。一方、「育児休業、介護休業の取得」において「男性の方が優遇されている」は3.9%となっています。

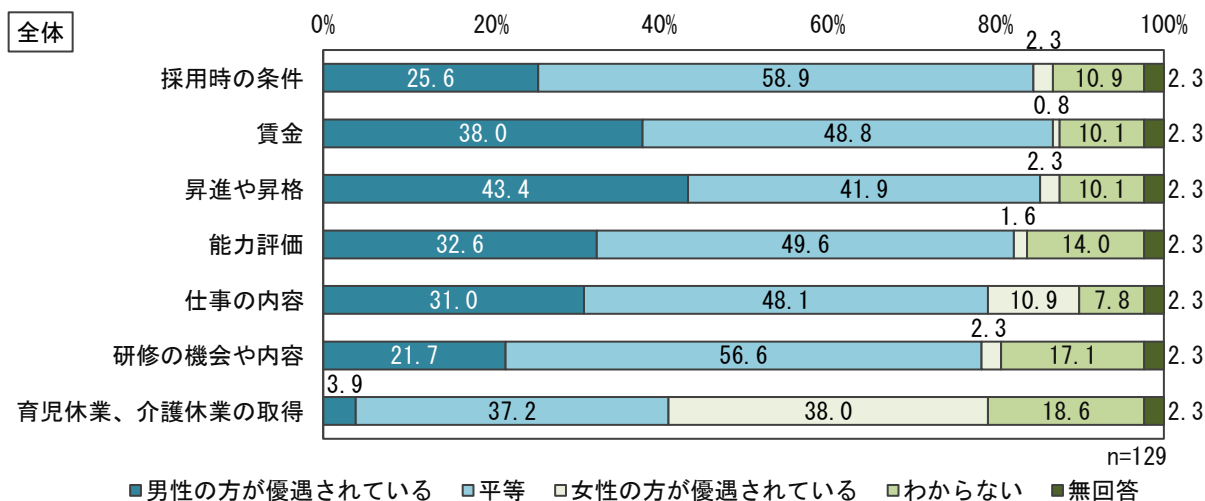


図 2-7 職場での男女平等（全体）

男性の回答では、「研修の機会や内容」において「平等」が63.6%となっています。一方、「育児休業、介護休業の取得」において「男性の方が優遇されている」が5.5%と低くなっています。

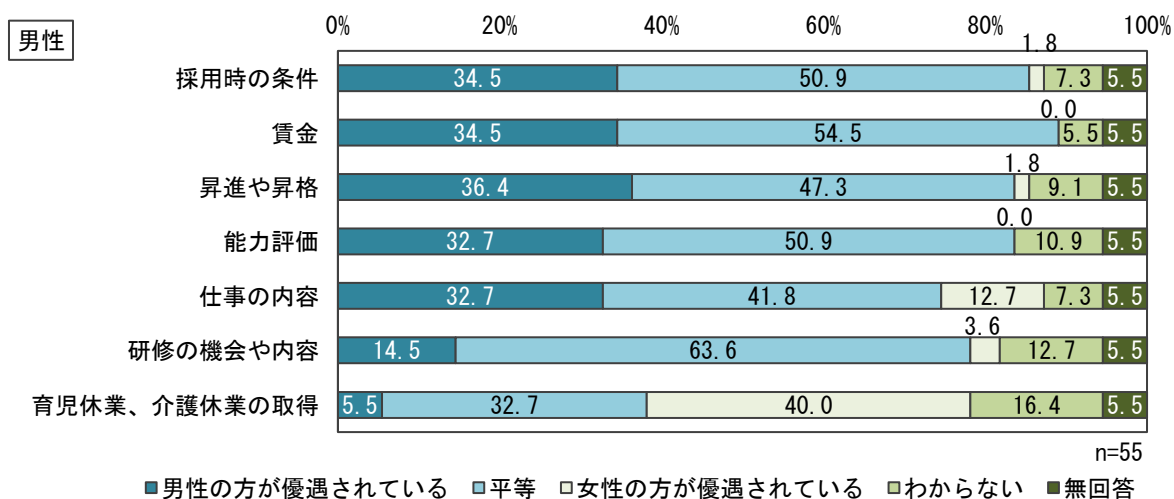


図 2-8 職場での男女平等（男性）

女性の回答では、「採用時の条件」において「平等」が64.3%となっています。一方、「昇進や昇格」において「男性の方が優遇されている」が50.0%と高くなっていますが「育児休業、介護休業の取得」では2.9%と低くなっています。

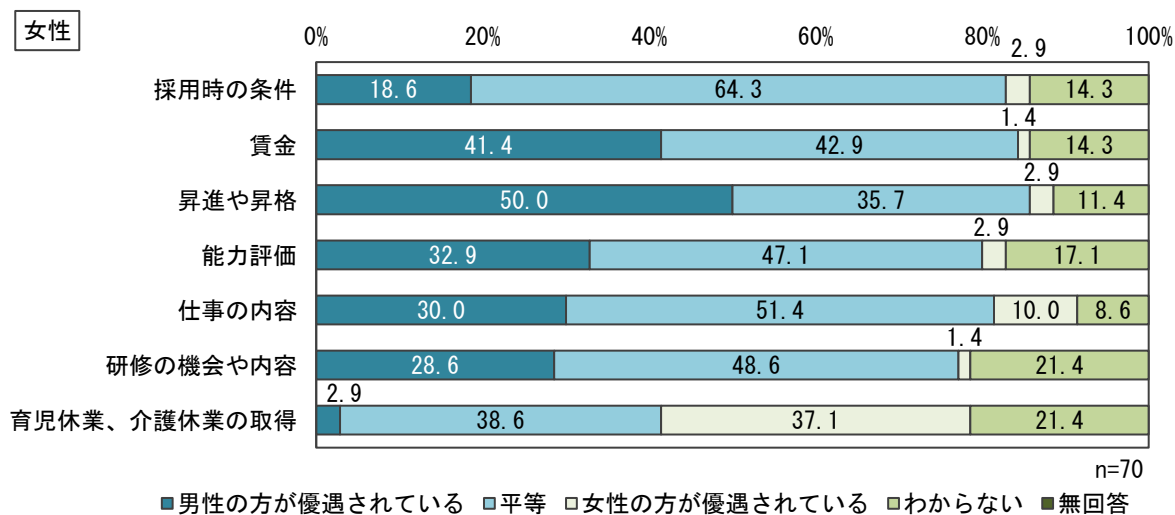


図 2-9 職場での男女平等（女性）

注：調査質問項目では、それぞれの分野において、選択肢は「男性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」「平等」「どちらかといえば女性の方が優遇されている」「女性の方が非常に優遇されている」「わからない」のうち、「男性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を「男性の方が優遇されている」とみなし、「女性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば女性の方が優遇されている」を「女性の方が優遇されている」とみなして表示しています。

(3) 男女共同・平等に関する意識について

① 男女の意識

男女の意識について、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」では「思わない」が82.2%となっています。一方、「自治会などの団体の代表は、男性になったほうがうまくいく」では「思う」が、31.4%と低くなっています。

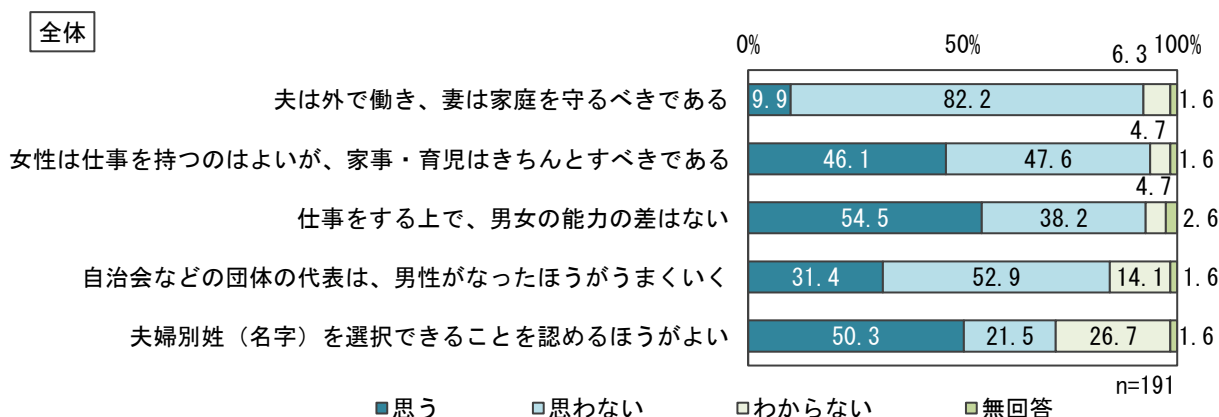


図 2-10 男女の意識（全体）

性別で見ると、男性の回答において「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」では「思わない」が77.6%となっています。一方、「自治会などの団体の代表は、男性になったほうがうまくいく」では「思う」が、18.4%と低くなっています。

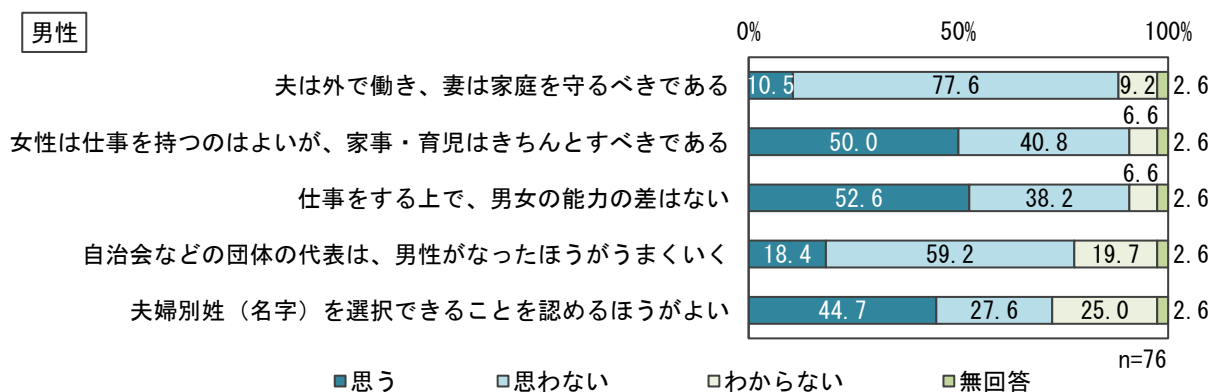


図 2-11 男女の意識（男性）

女性の回答において「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」では「思わない」が85.3%となっています。一方、「自治会などの団体の代表は、男性がなったほうがうまくいく」では「思う」が、40.4%となっています。

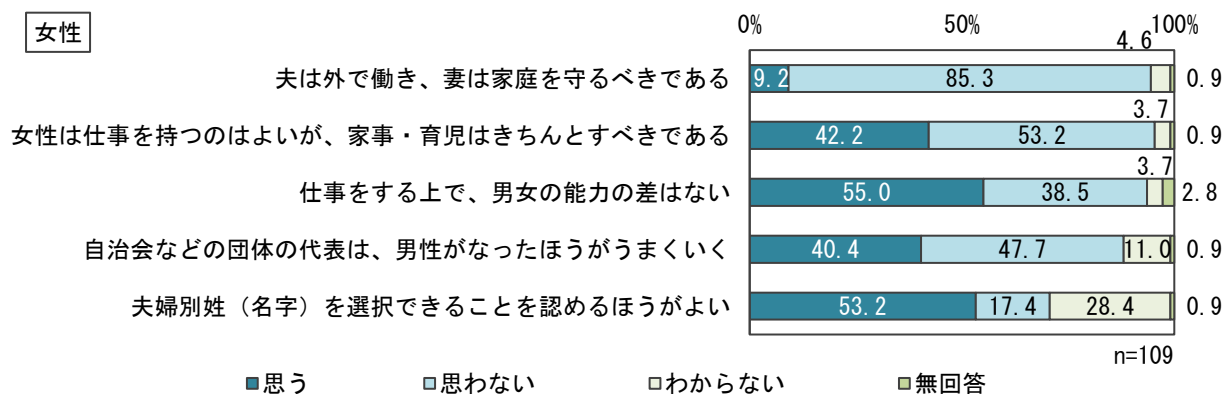


図 2-12 男女の意識（女性）

注：調査質問項目では、それぞれの分野において、選択肢は「そう思う」「どちらかといえばそう思う」「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」「わからない」のうち、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を「そう思う」とみなし、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」を「思わない」とみなして表示しています。

② 社会における男女平等

社会のあらゆる分野での平等になるために、最も重要と思うことは、「男女を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念などを改める」が「全体」では49.2%、「男性」では53.9%、「女性」では45.9%と多くなっています。

なお、その他の回答は、「性差を正しく理解した上で人間力を培い、相互の尊重意識を向上させていく事」や「お互いに尊重できる信頼関係」などがありました。

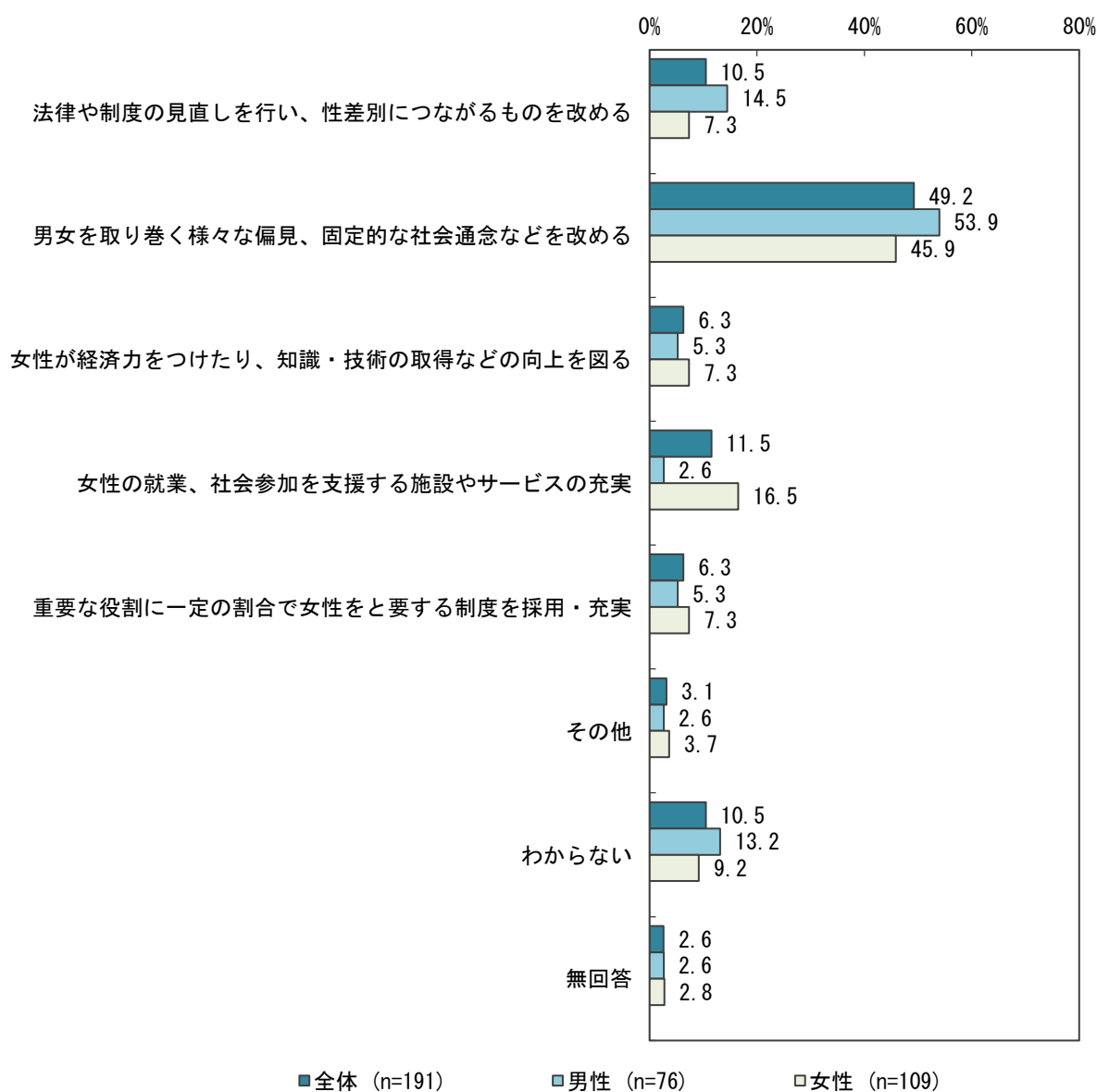


図 2-13 社会における男女平等

③ 女性の人権

女性の人権が尊重されていないと感じることで、男性の回答では、「男女の固定的な性別役割分担意識」が55.3%、「レイプなど女性への暴力」が52.6%となっています。女性の回答では、「男女の固定的な性別役割分担意識」が62.4%、「レイプなど女性への暴力」が59.6%となっています。

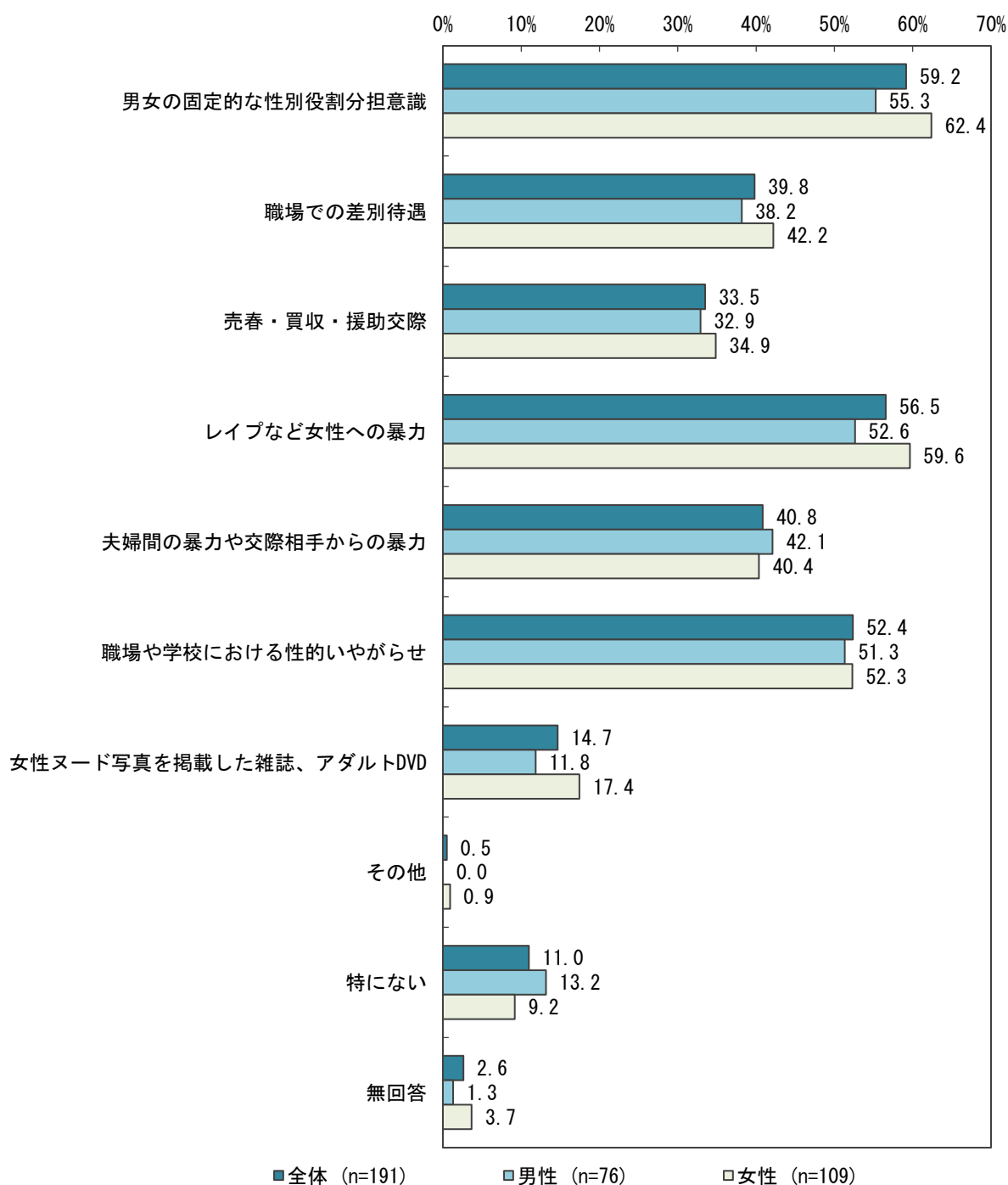


図 2-14 女性の人権

④ 女性の人権を守るために必要なこと

女性の人権を守るために必要だと思うことは、男性の回答では、「女性が被害者になる犯罪の取り締まりを強化する」が44.7%、女性の回答では、「男女平等や性についての教育を充実する」38.5%となっています。

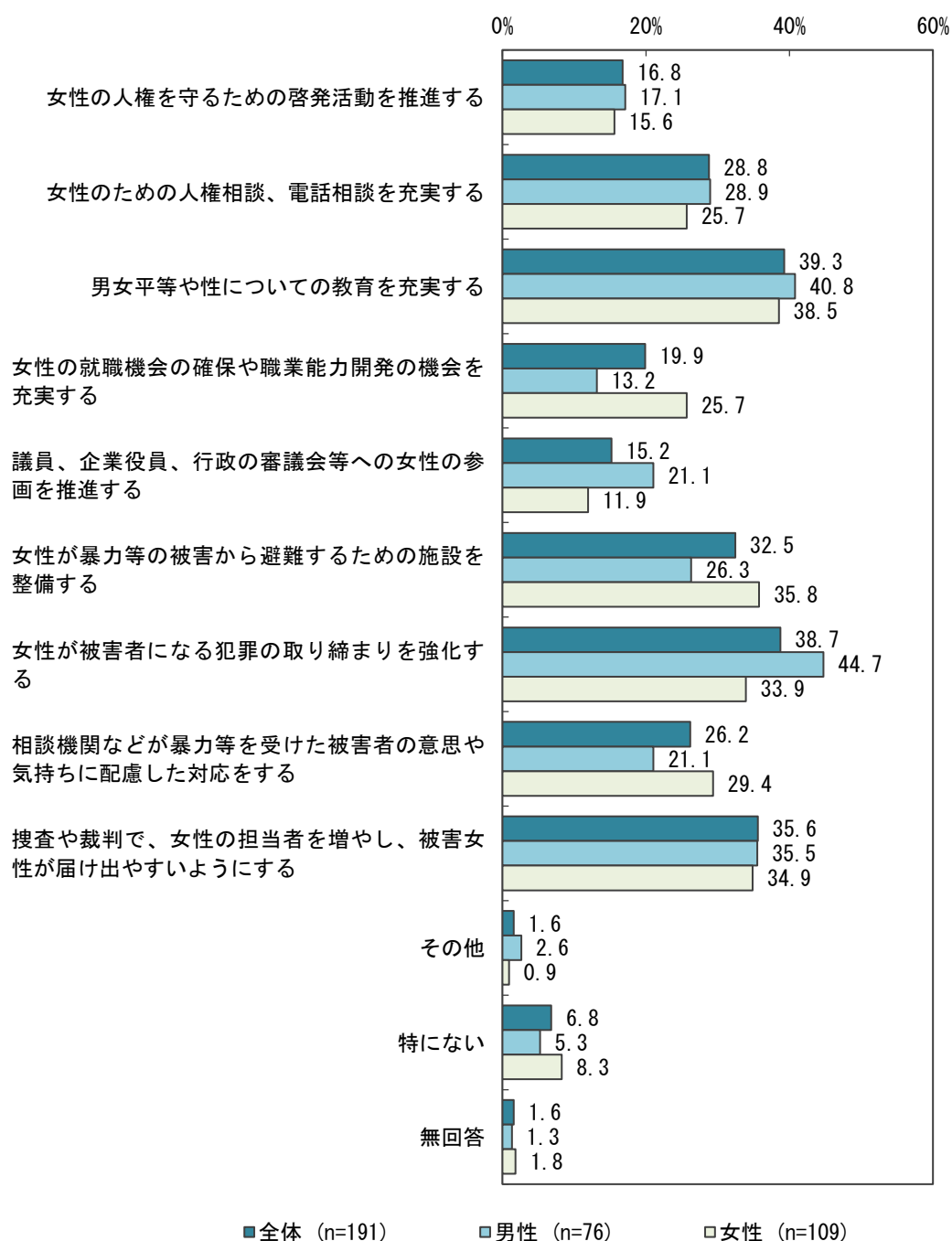


図 2-15 女性の人権を守るために必要なこと

(4) 家庭生活での状況について

① 家庭生活での夫婦の役割分担

夫婦の役割分担は、全ての項目において「夫婦共同」が5割以上と多くなっています。また「主に妻」において「家計の管理」が38.7%、「炊事・洗濯・掃除」が27.2%となっています。

一方、「主に夫」において「炊事・洗濯・掃除」及び「育児（乳幼児の世話）」が0.0%となっています。

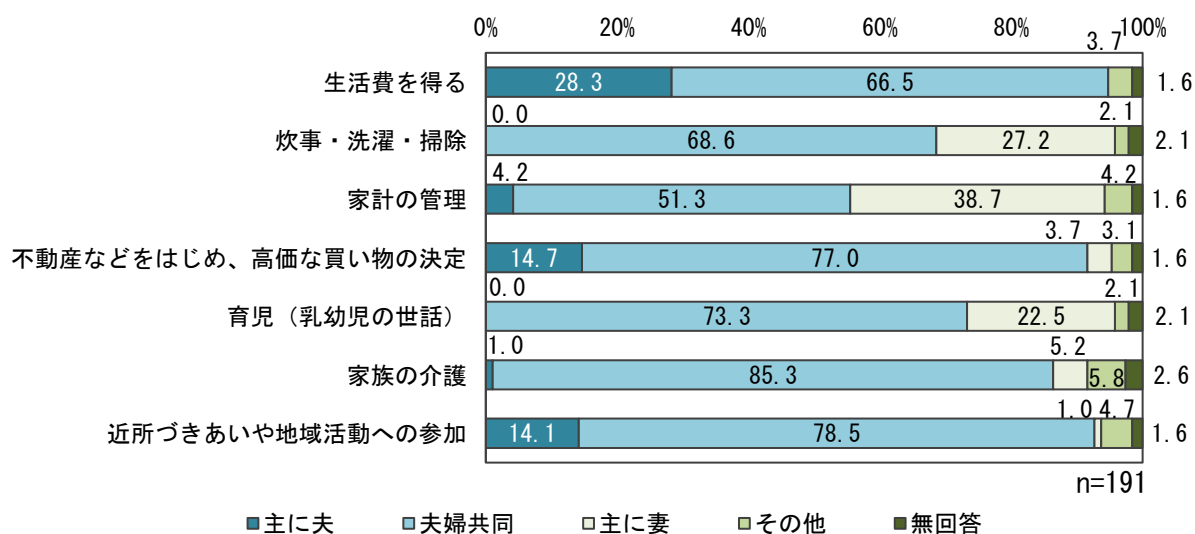


図 2-16 夫婦の役割分担

② 男性が家事・子育て・介護・地域活動に積極的に参加していくためには

男性の家庭生活の参加について、「男性の家事・育児について職場における周囲の理解を進める」が52.9%、「夫婦や家族観のコミュニケーション」が51.8%、「家事・育児参加に対する男性自身の抵抗感をなくす」が45.5%となっています。

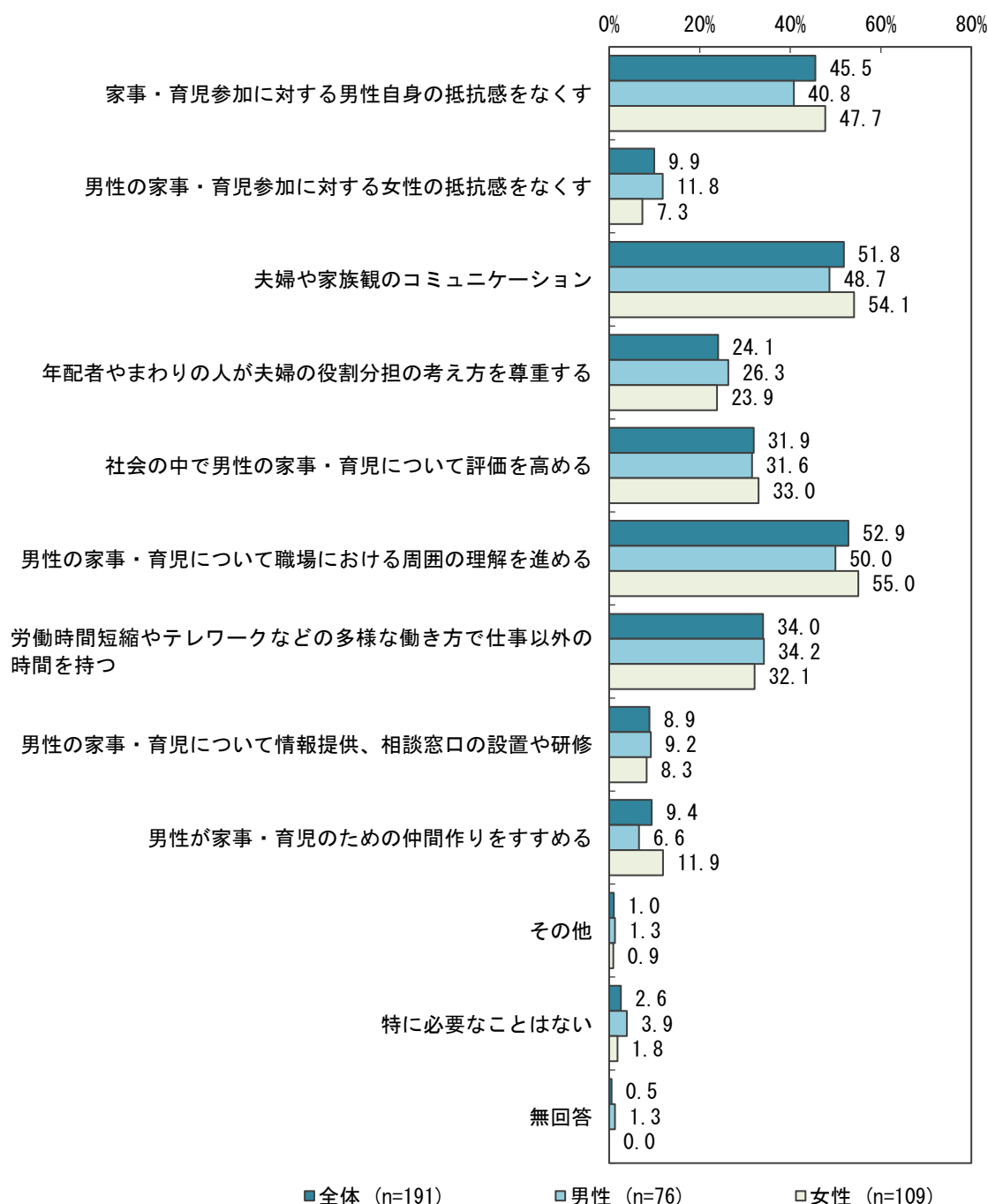


図 2-17 男性の家庭生活の参加

(5) 職場での状況について

① 女性が結婚や出産後も働き続けるために必要なこと

女性が結婚・出産後も働き続けるために必要なことは、「保育施設や放課後児童クラブの充実」が70.2%、「フレックスタイム制の導入、労働時間の短縮、育児休業の充実」が68.6%、「家族の理解や家事・育児への参加」が64.4%となっています。

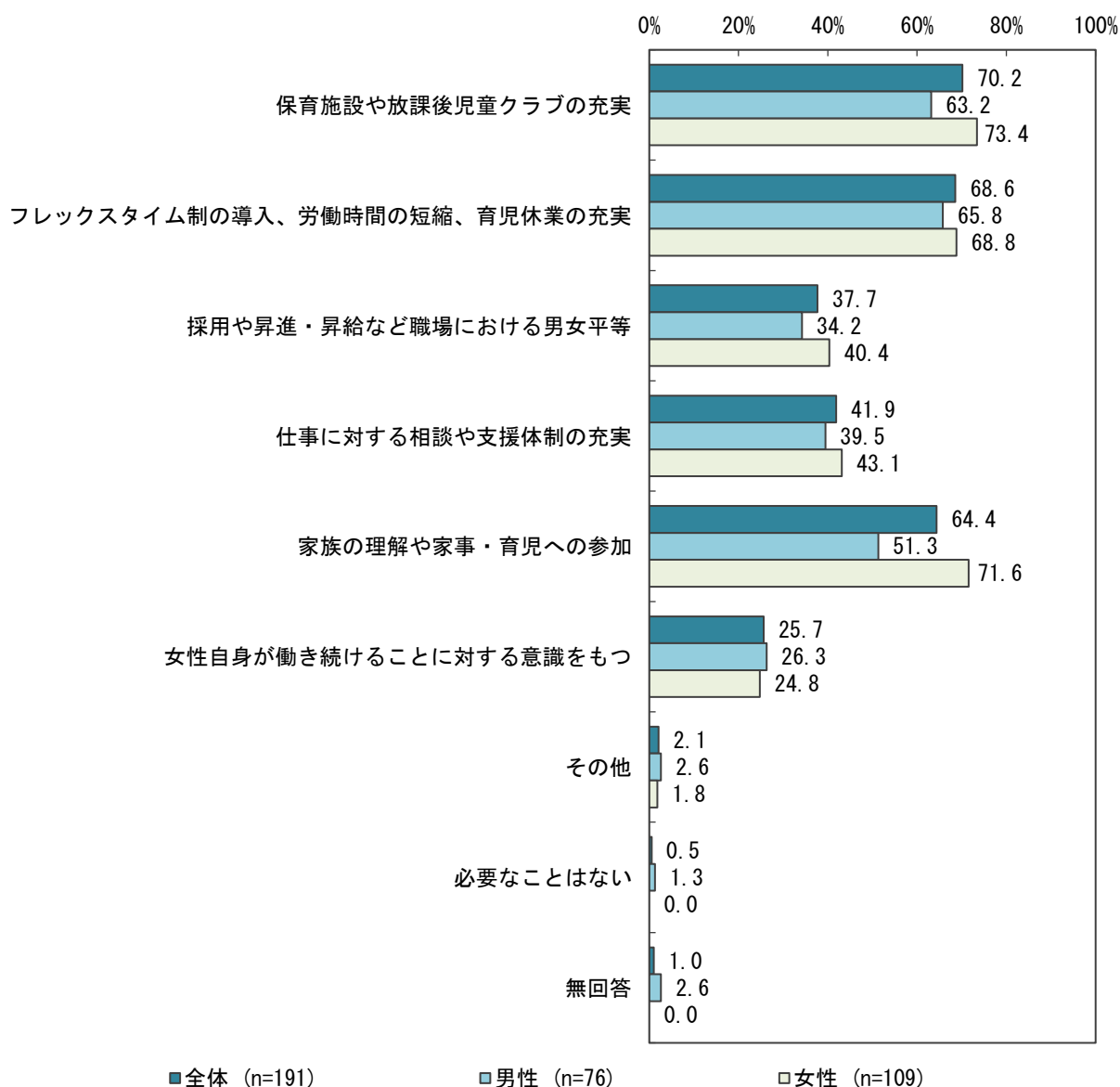


図 2-18 女性が働き続けるために必要なこと

② 男性の育児・介護休業、介護休暇等の利用について

男性の休業・休暇制度（育児・介護）では、「男性も育児・介護休暇など積極的に取ることに賛成だが難しいと思う」が64.4%、「男性も育児・介護休暇など積極的に取るべき」が30.9%となっています。一方、「育児・介護は女性がするべきで、男性の休業・休暇は必要ない」が0.0%となっています。なお、その他の回答は「活用したい人だけすればいい」や「男性が休暇を取ってもあまり役立たないと思う」という回答がありました。

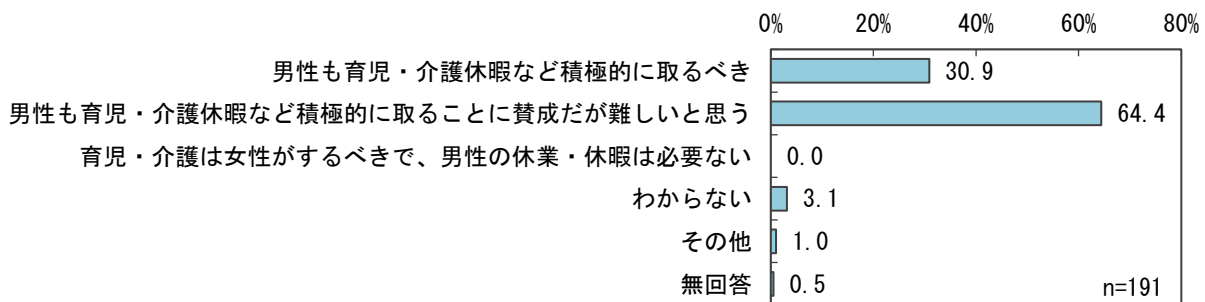


図 2-19 男性の制度活用

③ ワーク・ライフ・バランスに必要な条件

ワーク・ライフ・バランスの実現のために必要な条件は、「代替要員の確保、育児・介護休業を利用できる職場環境」が41.4%、「年間労働時間を短縮する」が33.5%、「在宅勤務や短時間勤務制度など、柔軟な勤務制度を導入する」が32.5%となっています。一方、「保育施設や保育時間の延長など保育内容を充実させる」が12.6%、「職業上、必要な知識・技術などの職業訓練を充実する」が6.8%と低くなっています。なお、その他の回答では、「家族のコミュニケーション」がありました。

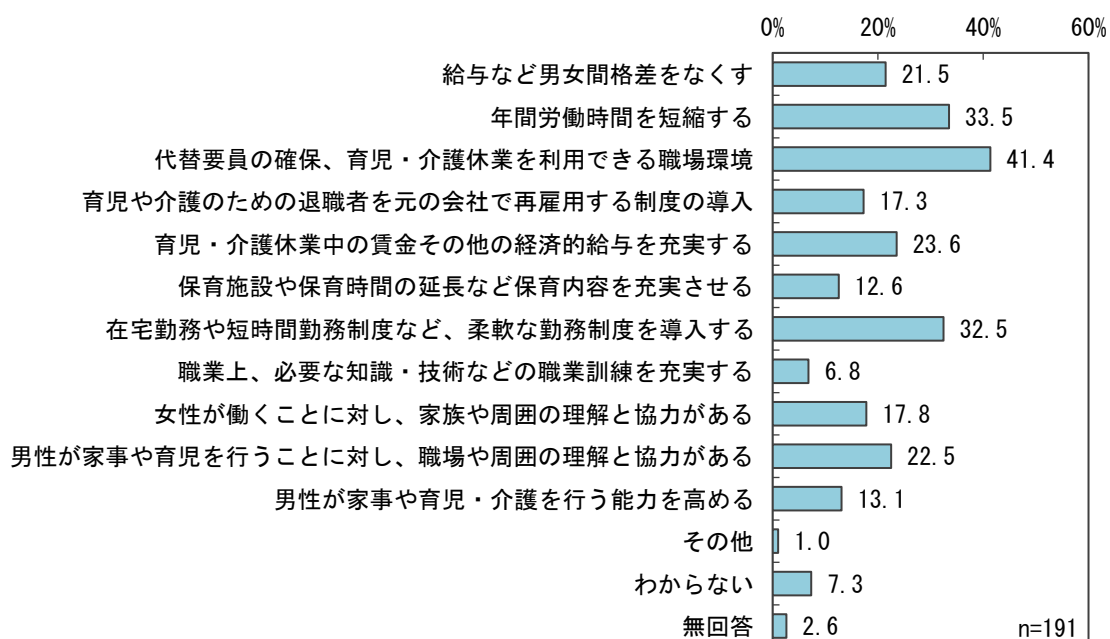


図 2-20 ワーク・ライフ・バランスの実現

(6) 女性の社会参加について

① 政策・方針を決定する場への女性の進出について

女性の社会進出することにおいて、男性の回答では、「意欲と能力のある女性は、どんどん役職に就いてほしい」が81.6%、「特性を生かせる、女性の多い職場や地域活動で、役職についた方がよい」が38.2%となっています。女性の回答では、「意欲と能力のある女性は、どんどん役職に就いてほしい」が81.7%、「家事や子育て、介護などの負担が大きいため、女性が役職に就くのは難しい」が33.0%となっています。

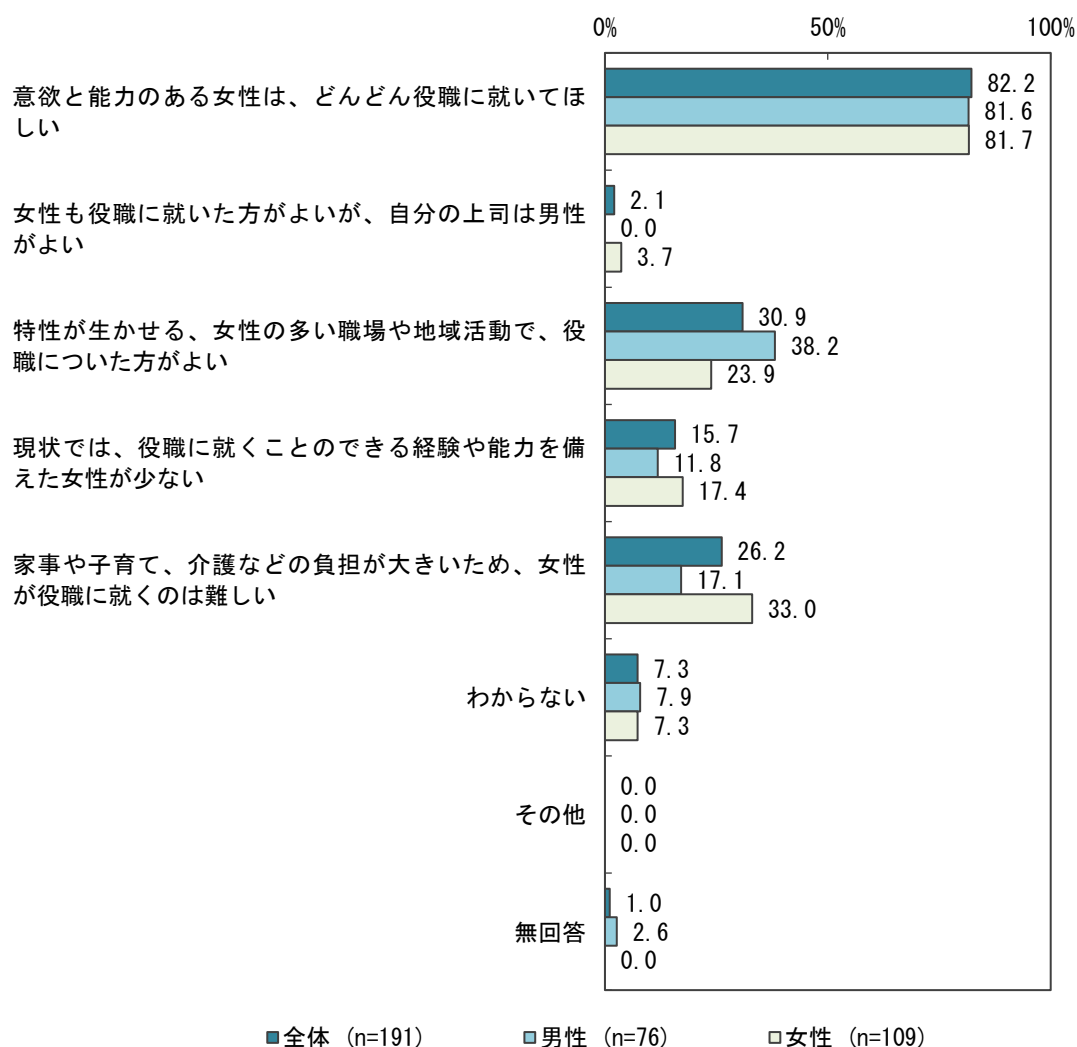


図 2-21 女性の社会進出

② 女性が政策・方針等を決定する場への進出に必要なことについて

女性の社会進出に必要なことにおいて、男性の回答では「自治会など地域団体の長や役員に女性を増やす」42.1%、女性の回答では、「家事や子育てなど家庭内での責任を男女がバランスよく分かち合う」62.4%となっています。

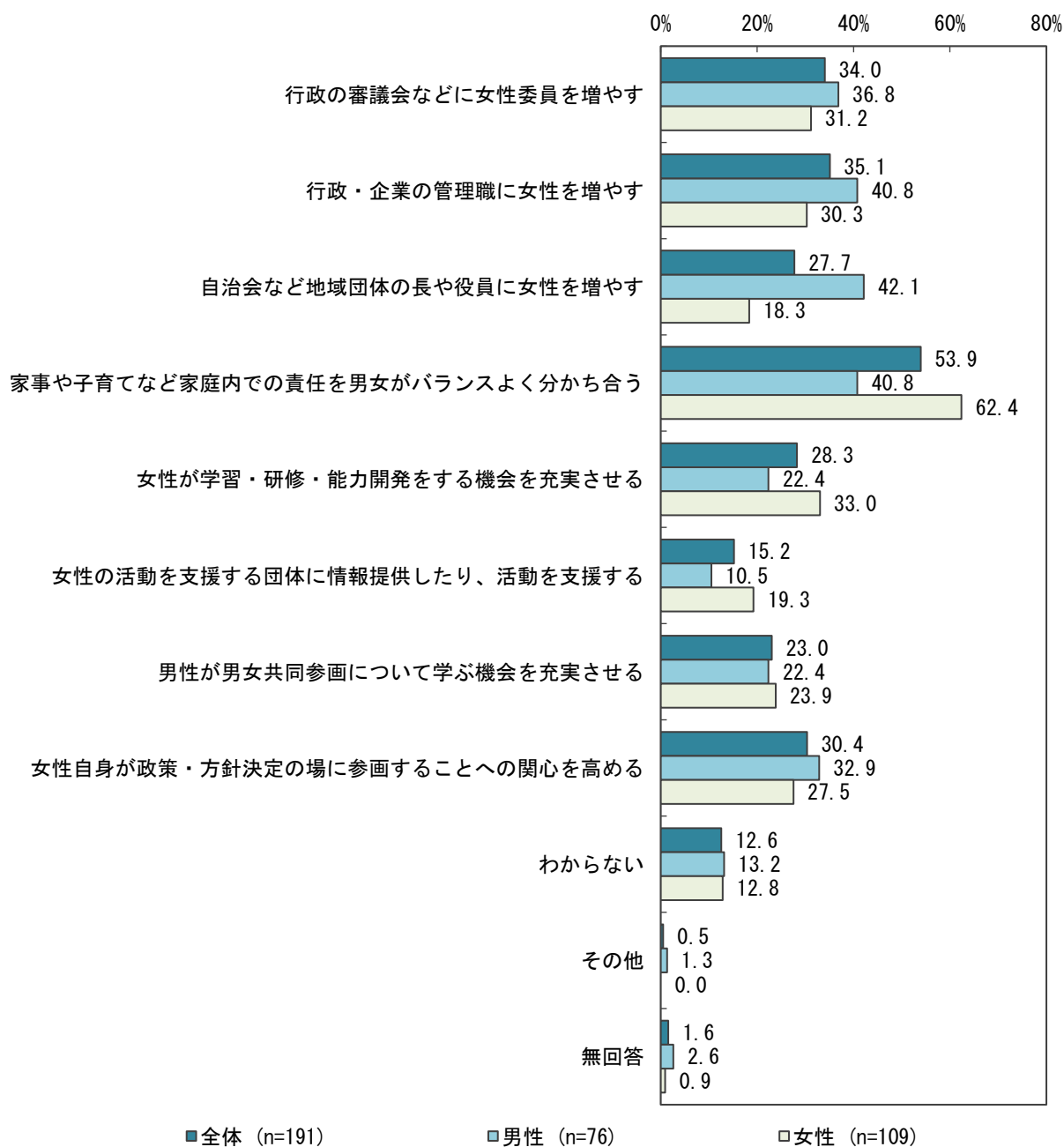


図 2-21 女性の社会進出に必要なこと

(7) 村の政策について

男女共同参画社会の実現に必要なことについて、男性の回答では、「保育所・学童保育所などの子育て支援の充実」が 52.6%、女性の回答では、「高齢者介護支援の充実」が 50.5%となっています。

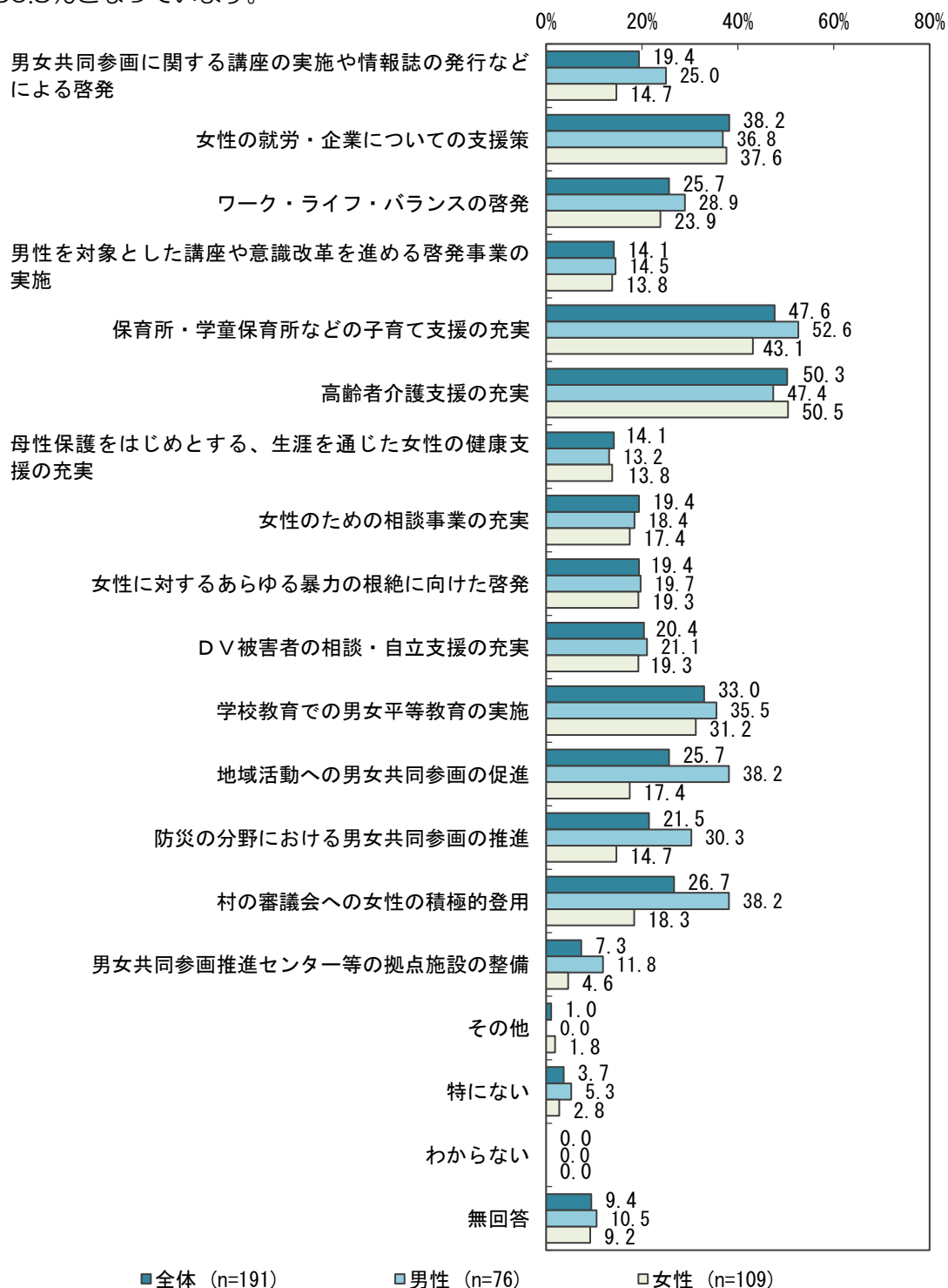


図 2-22 男女共同参画社会の実現

(8) DV、人権意識について

① 暴力に関する意識

暴力であると思う行為について、「どんな場合でも暴力に当たる」は「身体を傷つける可能性のあるものでなぐる」が 95.8%、「刃物などを突きつけて、おどす」が 94.8%、「突き飛ばしたり、壁にたたきつけたりする」が 93.2%と高くなっています。

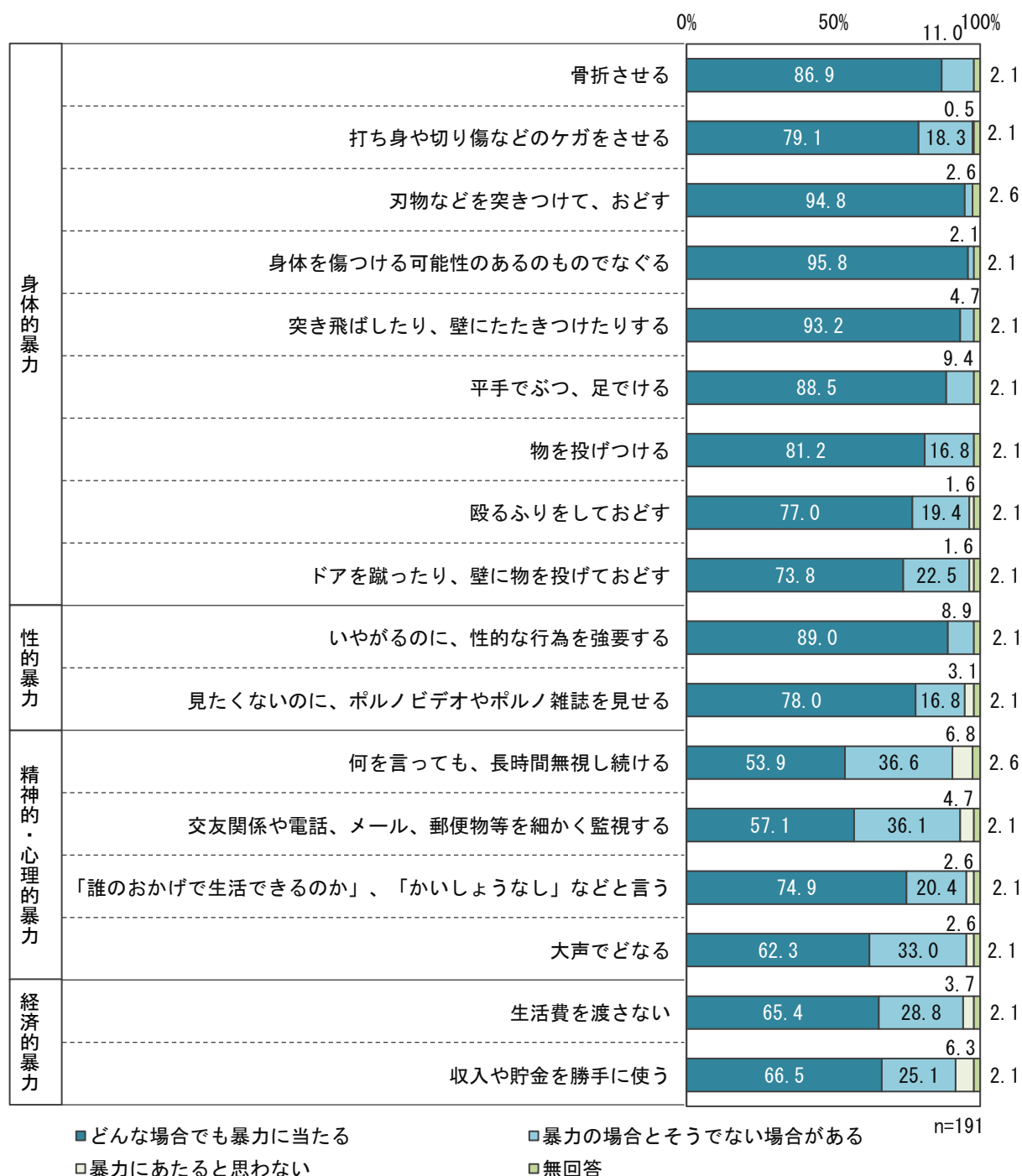


図 2-23 暴力に該当する行為の認識

② 暴力の被害

暴力を受けたことがある行為で、「何度もあった」は「大声でどなる」が5.2%、「ドアを蹴ったり、壁に物を投げておどす」や「何を言っても、長時間無視し続ける」が3.1%となっています。

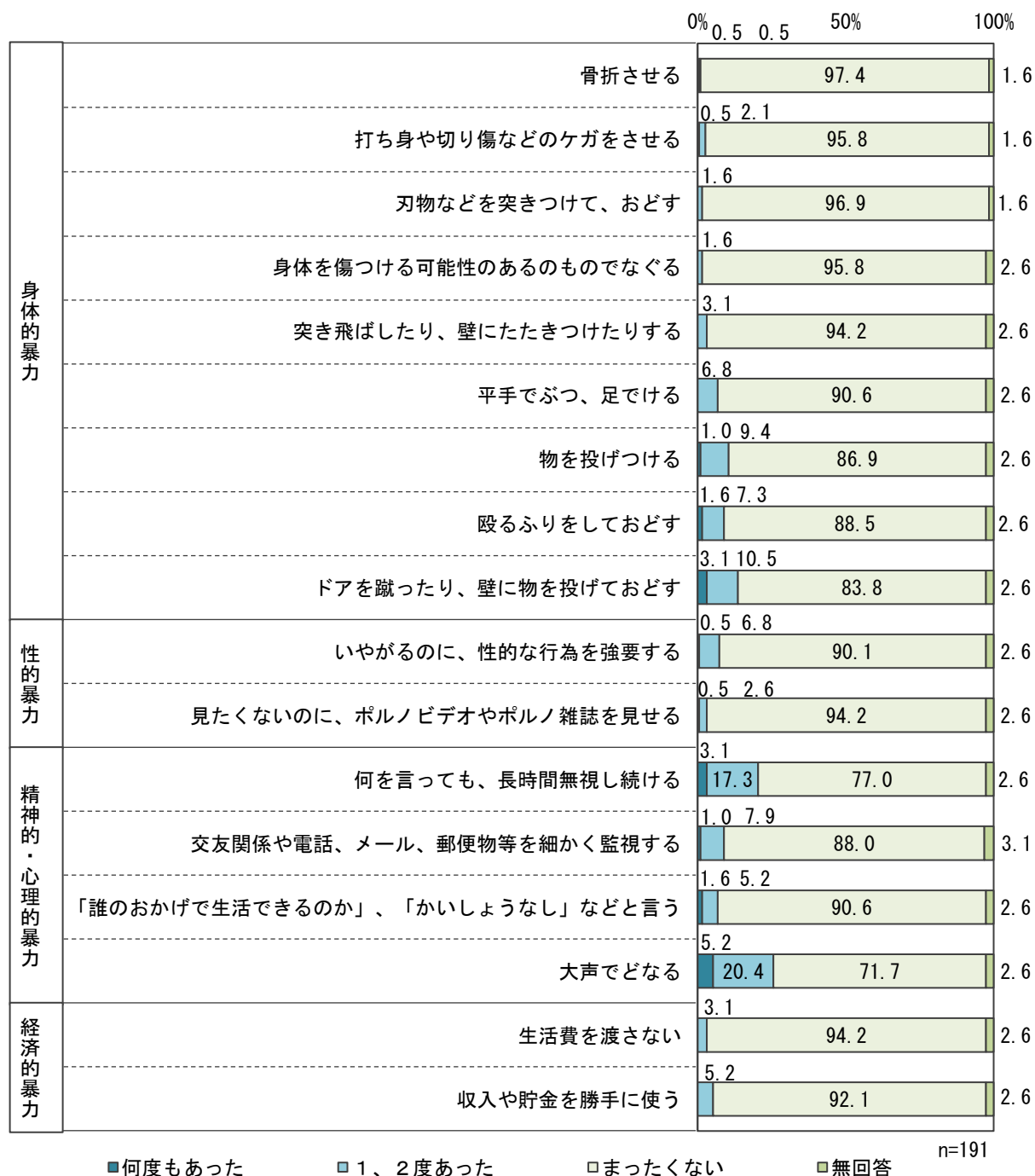


図 2-24 受けた暴力に該当する行為

③ DV相談状況

受けた行為を相談したかは、「相談しようとは思わなかった」が 60.8%、「相談した」が 17.6%、「相談できなかった」が 14.9%となっています。

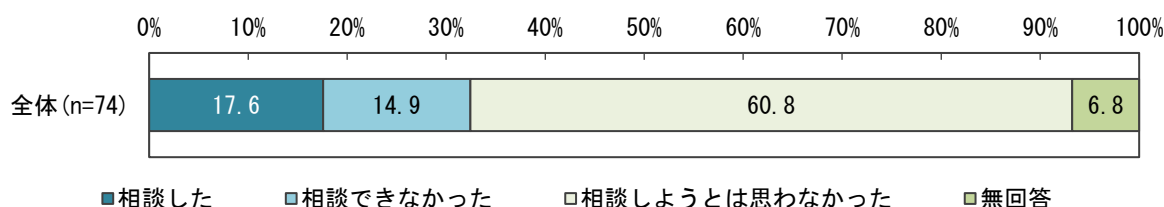


図 2-25 相談実施の割合

④ DV相談ができなかった理由

相談できなかった理由は、「自分さえ我慢すれば、このまま何とかやっていくことが出来ると思ったから」が 54.5%、「恥ずかしくて誰にも言えなかったから」が 36.4%となっています。

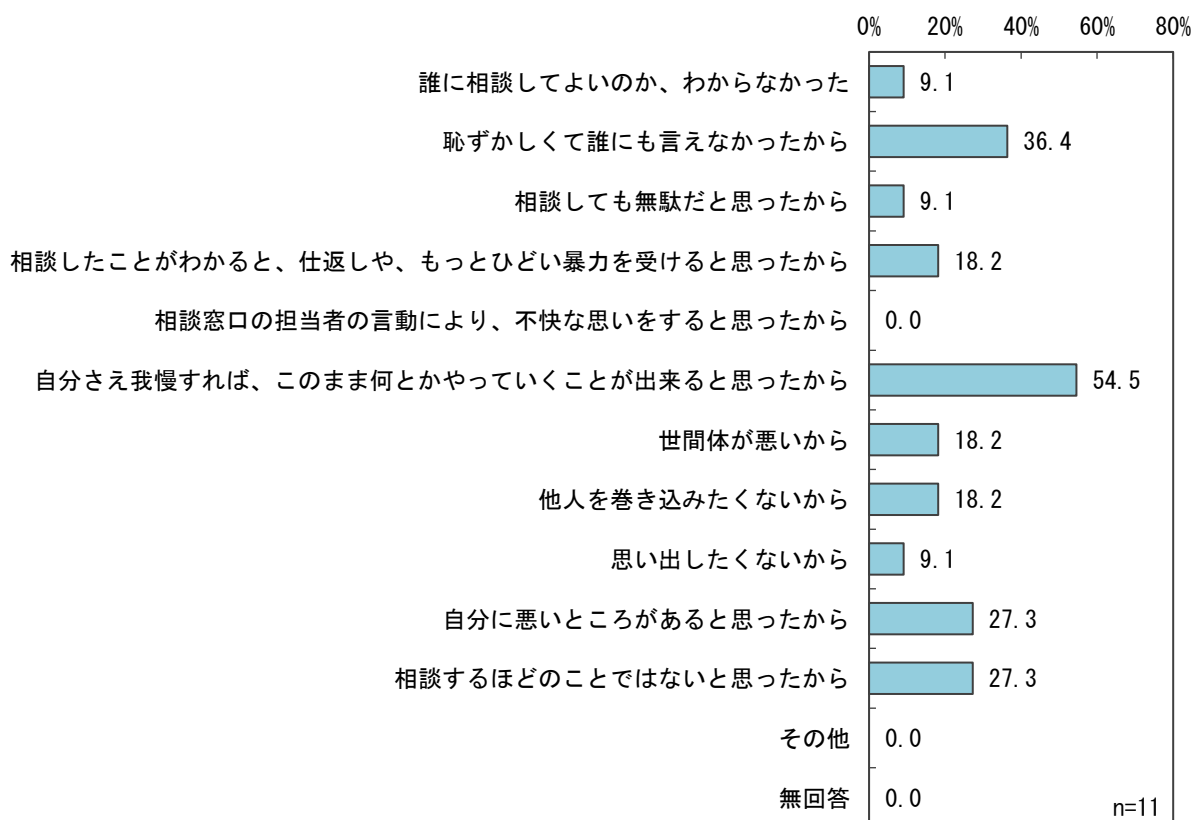


図 2-26 相談できなかった理由

⑤ DV防止や被害者支援のために必要な対策

必要な対策は、「被害者が早期に相談できるよう、相談窓口を設置」が64.4%、「学校で児童・生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育」が57.1%となっています。

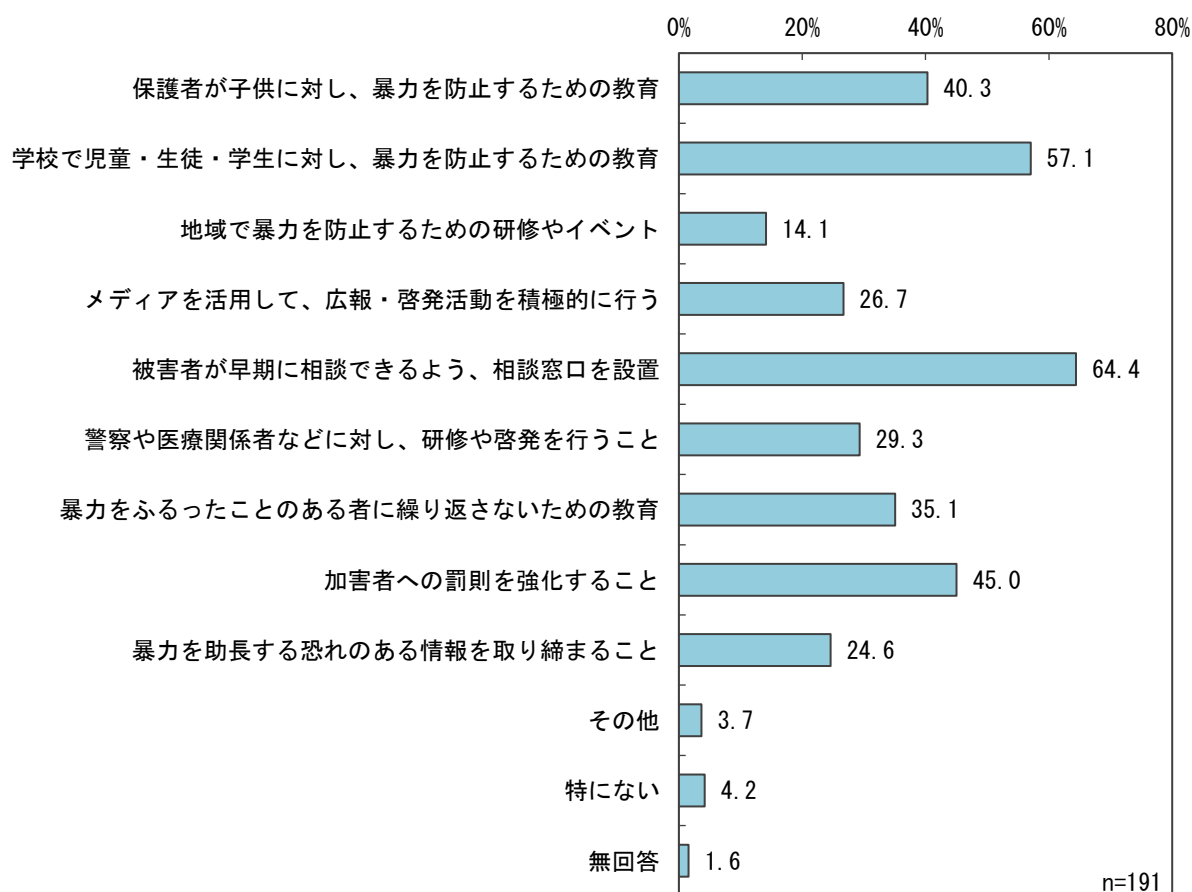


図 2-27 暴力防止に必要な対策

2. 男女共同参画社会の実現にむけた現状と課題

(1) 男女共同参画意識における課題

現 状

(男女の地位に関する意識)

- ・社会全体として、『男性の方が優遇されている』と感じている方が約6割にのぼり、特に、「社会通念・慣習・しきたり」や「政治の場」において、『男性の方が優遇されている』と感じている方が多くなっています。
- ・男女が『平等』と感じている割合において5割を超えているものは、「学校教育」のみとなっています。
- ・職場での男女平等に関する意識では、「育児休業、介護休業の取得」については女性のほうが優遇されていると考えている方の割合が多くなっていますが、「採用時の条件」、「賃金」、「昇進や昇格」、「能力評価」、「仕事の内容」及び「研修の機会や内容」では、いずれも男性のほうが優遇されていると考えている方の割合が多くなっています。

(男女共同・平等に関する意識)

- ・男女共同参画に対する意識として、『夫が外で働き、妻が家庭を守る』といった考え方の方は約1割と少ないものの、『女性は仕事を持つのはよいが、家事・育児をきちんとすべきである』と考えている方の割合が約半数となっています。
- ・社会のあらゆる場面で、男女が平等になるために重要なこととして、「男女を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念などを改めること」と感じている方の割合が約半数となっています。
- ・女性の人権が尊重されていないと感じることは、「男女の固定的な性別役割分担意識」と考えている方が約6割と多く、次いで「レイプなど女性への暴力」、「職場や学校における性的いやがらせ」と考えている方が、いずれも5割以上となっています。
- ・女性の人権を守るために必要なこととして、「男女平等や性についての教育の充実」と考えている方が約4割と多くなっています。

課 題

- ・男女共同参画に関する調査・研究の推進
- ・男女共同参画意識に関する広報・啓発（正しい知識・情報の提供）
- ・あらゆる社会の場での男女共同参画の視点に立った教育・学習機会の充実
- ・男女の性と人権を尊重する意識の醸成

(2) 男女共同参画の推進にむけた課題

現 状

(家庭生活での状況)

- ・ 家庭生活での役割について、「生活費の取得」や「不動産などをはじめ、高価な買い物の決定」は比較的男性の割合が多くなっている一方、「家計の管理」、「炊事・洗濯・掃除」、「育児（乳幼児の世話）」では女性の割合が多くなっています。
- ・ 男性の「家事」、「子育て」、「介護」等への参加を促すためには、「職場における周囲の理解を進める」ことが必要であると考えている方が多くなっています。

(職場での状況)

- ・ 女性の就労継続に必要なことでは、「保育施設や放課後児童クラブの充実」、「フレックスタイムの導入、労働時間の短縮、育児休業の充実」と考えている方が多くなっています。
- ・ 男性の育児や家族介護のための休業・休暇の取得については、約6割の方が「取得するのは難しい」と考えており、取得にむけては、社会全体の認識を浸透させていくことが必要と考えている方が多くなっています。
- ・ ワーク・ライフ・バランスの実現にむけては、「代替要員の確保、育児・介護休業を利用できる職場環境」、「年間労働時間を短縮する」、「在宅勤務や短時間勤務制度など、柔軟な勤務制度を導入する」ことが必要と考えている方が多くなっています。

(女性の社会参加について)

- ・ 女性が政策・方針決定の場に進出することについて、8割以上の方が「どんどん役職に就いてほしい」と考えており、そのためには、「家事や子育てなど家庭内での責任を男女がバランスよく分かち合う」ことが必要であると考えている方が多くなっています。

(村の政策について)

- ・ 本村で男女共同参画社会を実現していくためには、「高齢者介護支援の充実」、「保育所・学童保育所などの子育て支援の充実」、「女性の就労・起業についての支援」が必要であると考えている方が多くなっています。

課 題

- ・ 家庭生活（家事・育児・介護等）における男性の参画促進
- ・ 職場における理解や多様な働き方ができる環境整備の促進
- ・ 女性の就労・起業等に関する支援の充実
- ・ 子育てや介護をはじめとした地域における支援の充実

(3) DV・デートDVの防止にむけた課題

現 状

- DVやデートDV（以下、「DV等」という。）の認識として、「身体的暴力」や「性的暴力」がDV等に該当すると認識している方が概ね8割以上であるのに対し、「精神的・心理的暴力」や「経済的暴力」がDV等に該当すると認識している方は6割程度にとどまっています。
- 実際に受けたDV等では「精神的・心理的暴力」の割合が他と比べて多く、特に『無視』や『大声でどなる』といった「精神的・心理的暴力」を受けたことがある方は、全体の約2割にのぼっています。
- DV等を受けた方のうち、誰かに相談した方の割合は2割弱で、概ね8割の方が「自分さえ我慢すれば、このまま何とかやっていくことが出来る」と思われている状況です。
- その他、DV等の防止及び被害者の支援として、「相談窓口の設置」や「学校での暴力を防止するための教育」が必要と考えている方の割合が多くなっています。

課 題

- DV等に関する知識の普及
- DV等の防止にむけた啓発
- 被害者等への相談支援体制の充実と相談窓口の周知
- 学校でのDV等防止にむけた意識啓発の推進

第3章

計画の基本的考え方

1. 基本理念

男女共同参画社会とは、「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（男女共同参画社会基本法第2条）と定義され、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題としています。

本村では、これまで、『元気いっぱい ひがしちちぶ』を基本理念とし、固定的な性別役割分担の意識をなくし、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会、一人ひとりの人権が尊重され尊厳を持って生きることができる社会、男女がともに個性や魅力を発揮することによって多様性に富んだ男女共同参画社会を創り上げることを進めてきました。

本計画においても、村の暮らしの源泉である『元気』を核心に据え、男性も女性も元気でいきいきと暮らす元気な共同参加社会を創るとともに、村民みんなの力で、時代の変化に対応した新たな共同参加社会を創ることを目標に、『みんなで共に創る 元気村ひがしちちぶ』を基本理念に据え、これまでの取組の一層の充実を目指していくこととします。

<基本理念>

みんなで共に創る 元気村ひがしちちぶ

2. 基本目標

上記基本理念のもと、本計画では以下の4つの基本目標を掲げ、「東秩父村版男女共同参画社会」の実現を目指します。

<基本目標>

基本目標1 男女共同参画の意識を広める

基本目標2 あらゆる分野の男女共同参画を進める

基本目標3 配偶者等に対するあらゆる暴力を根絶する

基本目標4 男女共同参画の推進体制を構築する

（１）基本目標１ 男女共同参画の意識を広める

日本社会では、今なお、「男は仕事、女は家庭」といった言葉に代表される性別役割分担の意識が残り、こうした意識が性別によって男性が主、女性が従といった男女の関係をつくり出し、男女の役割を固定的に分ける社会制度や慣行の中に継承され、男女共同参画を推進する上で、大きな阻害要因となっています。

そのため、あらゆる社会の場において、様々な人に対し、男女共同参画社会に関する認識や、性の多様性、女性の人権尊重に関する理解を深めるための広報・啓発などを行い、すべての村民がお互いの人権を尊重し合える村づくりを推進します。

（２）基本目標２ あらゆる分野の男女共同参画を進める

価値観の変化により、男女のライフスタイルも多様化し、家庭生活をはじめ、仕事や地域社会などにおいても、これまでの役割分担意識にとらわれずに、男女が対等な立場でお互いを尊重し合い、協力していくことが必要となっています。

そのため、家庭や職場、地域社会などにおいて、これまで以上に女性が活躍できる基盤を整備するとともに、男女がともに仕事と家庭や地域での生活の調和を図りながら、子育てや介護等に積極的に関わるができる環境の整備を促進します。

（３）基本目標３ 配偶者等に対するあらゆる暴力を根絶する

DV（家庭内や恋人間の暴力）やセクハラ（セクシュアル・ハラスメント＝性的いやがらせ）など性別や年齢に根ざした差別は、人権を侵害し、男女共同参画の推進を阻害する重大な問題であるにもかかわらず、これまでは、個人、家庭、職場内の問題として見過ごされてきました。

こうした背景には、性別による固定的役割分担、経済力格差、上下関係等、現代の男女がおかれている社会状況や女性差別意識に根ざした社会的、構造的問題があると考えられています。

そのため、暴力を許さない社会の実現に向けて、DVやセクハラなどに対する意識の醸成を図るとともに、DV被害者等が安心して相談できる支援体制の強化を図ります。

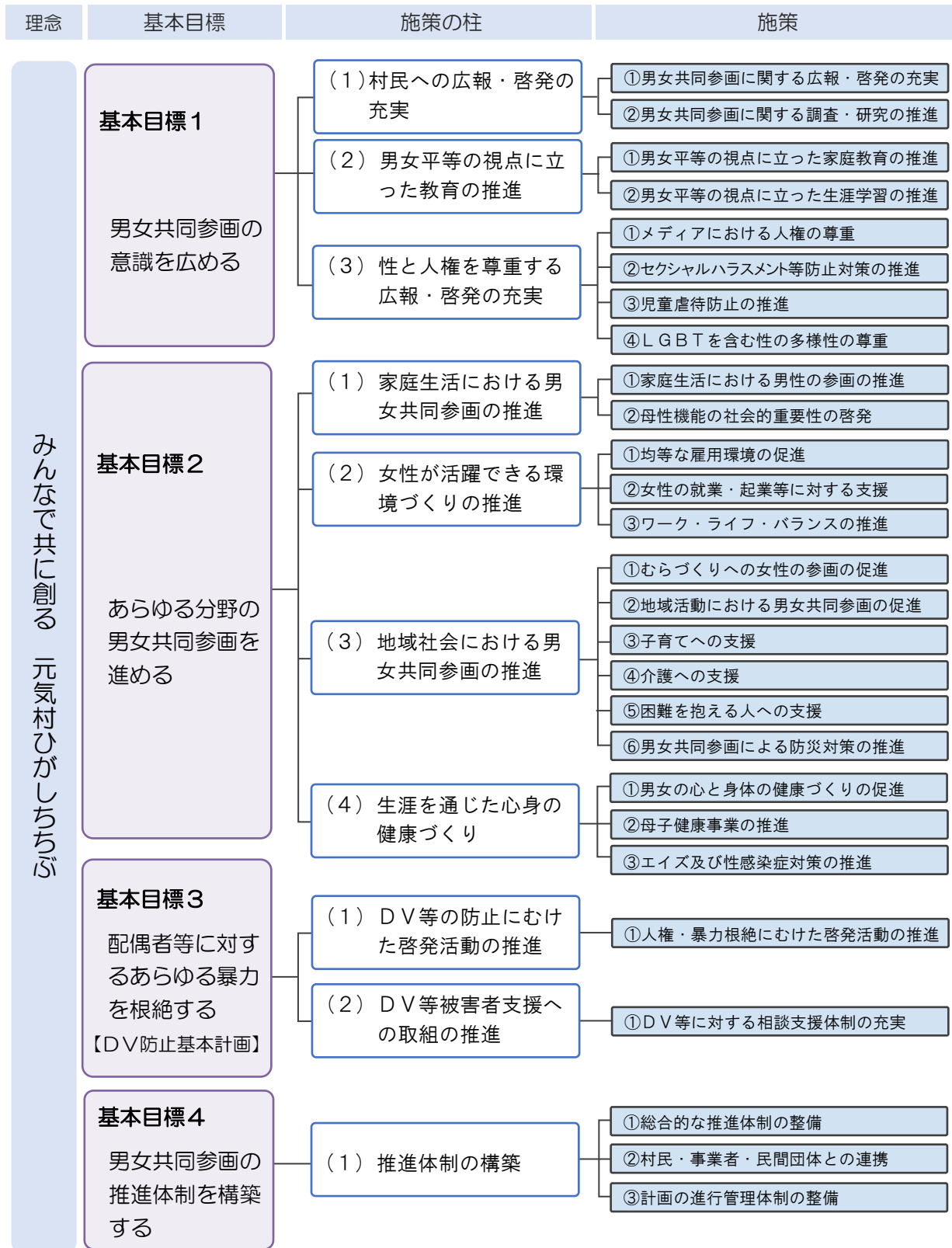
（４）基本目標４ 男女共同参画の推進体制を構築する

男女共同参画社会の実現にむけては、男女共同参画の視点に立ち、あらゆる分野の施策を総合的に推進していくことが必要です。

そのため、庁内はもとより、男女共同参画の推進に関わる関係機関や村民との連携を強化し、男女共同参画社会の実現にむけた推進体制を構築します。

3. 計画の体系

第3次計画では、男女共同参画社会の実現にむけて、10の柱と27の各種施策を展開します。



第4章 施策の展開

1. 男女共同参画の意識を広める

(1) 村民への広報・啓発の充実

男女の役割を固定的にみる意識は、女性の生き方を狭めるばかりでなく、男性もまた固定化した役割にしばられた生き方を選択せざるを得ない状況をつくりだしています。

女性はもちろん男性の固定的な役割分担意識をなくすためには、男女共同参画の視点に立ち、その実態を広く知るための情報収集に努め、現状を分析し、制度・慣行を見直し、女性も男性も自らの意思であらゆる分野に参画し、個性や能力を発揮できる基盤を整備するとともに、それらの内容を村民に広く広報、啓発することが重要です。

本村では、広報に「いきいき男女共同参画プロジェクト」と題した特集記事を掲載するとともに、「ピックアップ村人」のコーナーで男女ともに声かけし、多くの意見やメッセージを掲載してきました。しかしながら、アンケートの結果によると、男女の地位の平等は約6割の方が「男性の方が優遇されている」と回答されています。

本計画では、国や県などの男女共同参画の情報を集約した最新の情報を広報等に掲載し、男女平等意識の啓発を行うとともに、国、県、他研究機関などで行われる研修会やセミナー等の周知を図り、参加を促します。

① 男女共同参画に関する広報・啓発の充実

NO	取組事業	事業内容	担当課
1	地域社会での男女平等意識の啓発	組織の会長、代表等に女性が就きやすくなるように、地域社会での男女平等意識の啓発をはかる。	総務課
2	広報等への定期的な記事の掲載	男女共同参画社会づくりに関する記事の掲載を、男女共同参画週間（毎年6月23日～29日）等を利用して定期的に掲載する。	総務課
3	啓発資料の作成・配布	国、県、他自治体、研究教育機関などの情報を活用し、男女共同参画社会づくりについて、広報誌・ホームページ等に掲載し、啓発資料として配布・流布に努める。	総務課

② 男女共同参画に関する調査・研究の推進

NO	取組事業	事業内容	担当課
4	男女共同参画に関する体系的な情報の収集・情報提供	男女共同参画問題に関する資料、情報を収集し、村民への情報提供を行う。	総務課
5	男女共同参画に関するセミナー、研修への参加	国、県、他研究機関などで行われる研修会、セミナーなどの情報を把握し、積極的に参加し、仕事や生活に生かす。	総務課

(2) 男女平等の視点に立った教育の推進

男女共同参画の社会を目指すには、社会のあらゆる場面において教える立場にある人の意識改革が必要です。そのためには、性別にかかわらず、一人ひとりが主体的で多様な生き方ができるよう、家庭、職場、学校、社会などの場面で、男女共同参画の視点に立った教育や学習をさらに進めていくことが重要です。

第二次計画では、男女共同参画の意識を広めるため、学校教育における啓発の促進や生涯学習分野の充実等を事業の一環として位置づけ、男女平等の視点に立った家庭教育及び生活学習の推進に取り組んできました。しかしながら、アンケート調査の結果をみると、「社会通念・慣習・しきたりで男性が優遇されている」が6割以上、「男女平等や性についての教育の充実が必要」が約4割と回答され、男女共同参画意識を広めるうえで、依然様々な課題が指摘されています。

このようなことから、本計画では、学校教育における啓発活動の効果や家庭教育学級の充実を図るとともに、女性が各ライフステージで必要とする生涯学習を受ける機会の提供、生涯学習分野における女性リーダーの育成強化に努めるなど、男女平等の視点に立った啓発活動を進めていきます。

① 男女平等の視点に立った家庭教育の推進

NO	取組事業	事業内容	担当課
6	男女共同家庭づくりのための啓発資料の作成と配布	県の資料などを活用し、男女共同家庭づくりをすすめるための啓発資料を配布する。	総務課

② 男女平等の視点に立った生涯学習の推進

NO	取組事業	事業内容	担当課
7	各ライフステージに応じた男女平等学習プログラムの提供	男女の一生のそれぞれのライフステージに応じた男女平等学習のプログラムを提供する。	教育委員会

NO	取組事業	事業内容	担当課
8	女性の生涯学習の充実	女性が各ライフステージで必要とする生涯学習を受ける機会を提供する。	教育委員会
9	生涯学習における女性リーダーの育成	男女共同参画社会を実現する生涯学習分野における女性リーダーの育成に努める。	教育委員会

(3) 性と人権を尊重する広報・啓発の充実

だれもが暮らしやすい社会をつくりあげていくためにも、各種犯罪を是正し、未然に防ぐ対策が必要となってきます。

本村では、セクシャルハラスメント防止のための啓発活動を行っており、特に庁内では「東秩父村職員のハラスメント防止に関する要綱」を設置し、職員への啓発を行ってきました。また児童虐待等に対する対策では、毎年「児童虐待防止月間（11月）」に合わせて児童虐待防止の記事の掲載・ポスターの提示だけでなく、要保護児童対策地域協議会等を開催し、必要に応じた個別ケース会議等を開催しています。

さらに近年では、LGBTなど性的少数者について、職場や学校、地域において特別な存在ではないということに目が向けられるようになってきました。しかし、従来の男性・女性の枠と異なる理由から、地域社会や学校、企業などで様々な偏見や差別がいまだに発生しています。

また、SNS等のインターネットの普及によって、インターネット上の性的暴力や児童ポルノ等だけでなく、リベンジポルノ等のインターネット上の犯罪も増えてきました。

今後も引き続き、「女性に対する暴力をなくす運動（11月12日～25日）」「児童虐待防止月間（11月）」などを利用して啓発活動を推進していくとともに、性的少数者についての理解促進と、ネット犯罪等、犯罪の抑制に努めていきます。

① メディアにおける人権の尊重

NO	取組事業	事業内容	担当課
10	不適切な性・暴力表現を扱ったメディアからの青少年等の保護	インターネット上の性的暴力や児童ポルノ等から青少年等を保護するとともに、これらに接することを望まない者が公共の場で不快な行動を行わないよう啓発を推進する。	住民福祉課
11	インターネット上の女性に対する暴力等の防止	インターネット上の性的暴力だけでなく、SNS等を利用したリベンジポルノ等、性的暴力を生まない、暴力の連鎖を断つための啓発を行う。	総務課

② セクシャルハラスメント等防止対策の推進

NO	取組事業	事業内容	担当課
12	セクシャルハラスメント防止のための啓発の推進	事業主や雇用主を対象に、セクハラ防止のための研修・啓発を推進する。	総務課

③ 児童虐待防止の推進

NO	取組事業	事業内容	担当課
13	児童虐待に対する対策の推進	児童虐待等へ迅速かつ適切に対応するため、要保護児童対策地域協議会代表者会議及び実務者合同会議を開催し、個別ケースへの対応を図る。	住民福祉課

④ LGBT を含む性の多様性の尊重

NO	取組事業	事業内容	担当課
14	性的少数者への理解促進	多様な性を尊重する社会の実現のため、性的マイノリティへの理解促進のため、啓発活動を行う。	総務課

２．あらゆる分野の男女共同参画を進める

（１）家庭生活における男女共同参画の推進

家庭での男女の役割には、女性が家事・育児・介護、男性は仕事といった固定的性別役割分担意識が根強く残っています。出産・育児期においても仕事を続ける女性の増加、在宅介護生活の増加など、多様なライフスタイルを実現できるよう、男女が共に働きながら、家事、育児、介護などに積極的に参加できるような環境づくりが必要となっています。

本村では、これまで男性のための育児・介護講座や家庭科による家庭生活・保育学習などに取り組み、家庭生活における男性の参画や母性機能の社会的重要性の啓発を進めてきました。しかし、子育てイベントに父子参加者が増加しているものの、介護学習機会では男性の参加が少ない状況です。

そのため、男性も家事・育児・介護などに積極的に参加できるような環境づくりに取り組むとともに、学校教育における家庭生活や保育学習の取組、母性機能の社会的重要性の啓発推進に取り組んでいきます。

① 家庭生活における男性の参画の促進

NO	取組事業	事業内容	担当課
15	男性のための育児・介護講座の開催	男性が気軽に積極的に育児・介護にかかわれるように「仮称・育メンパパの心得講座」など興味をもてる講座の開催をはかり、男女がともに家事を担い合える社会を築く。	保健衛生課
16	男性の家庭参加の促進	男性が子育てや家事を女性と同様に担えるように教育や啓発活動を通じて家庭参加を促進する。	関係各課

② 母性機能の社会的重要性の啓発

NO	取組事業	事業内容	担当課
17	家庭科における家庭生活・保育学習	家庭科における家庭教育、子育てへの知識体験を得るための保育学習の充実をはかる。	教育委員会
18	母性機能の社会的重要性の啓発推進	妊娠や出産などの母性機能の社会的重要性を男女がともに認識するための啓発活動の充実を図る。	保健衛生課

(2) 女性が活躍できる環境づくりの推進（女性活躍推進計画）

社会で働く女性は年々増加し、わが国においても大きな役割を果たしており、女性の生涯をみても、職業を持って生きる意味の重要性が増しています。男女雇用機会均等法や、パートタイム労働法等の法的整備は進んできましたが、家事や育児、介護等の性別的役割が根強く、育児休業・介護休業の利用、労働時間等のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた柔軟な労働に資する取組の理解が必要となっています。

本村においても、「女性は仕事をもつのはよいが、家事・育児はきちんとすべき」という考えが根強く残っています。また、コロナ禍の企業への影響も多く、今後更に就職難が進むなど、女性だけでなく男性も再就職・再雇用が難しい状況にあります。

本計画では、引き続き育児休業・介護休業制度の普及・啓発を行い、家庭と仕事の両立に向けた推進に努めるとともに、男女雇用機会均等法に基づいた企業等の募集要項の調査・指導等、均等な雇用環境の促進を図ります。あわせて、女性の就業・起業の更なる促進を図ります。

① 均等な雇用環境の促進

NO	取組事業	事業内容	担当課
19	男女雇用機会均等法の周知徹底の促進	企業等に対し、男女雇用機会均等法に基づき、就業者募集や採用時に性別による差別がなくなるように調査・指導などを行う。	総務課 産業観光課
20	働く女性のための講座の検討	性別によって雇用・就業に差別が行われないよう女性自身が認識するための講座を近隣市町と協力した開催を検討する。	産業観光課

② 女性の就業・起業等に対する支援

NO	取組事業	事業内容	担当課
21	職業能力向上講座、教室の開催	必要に応じて、県などの職業能力開発講座等の情報提供を行う。	産業観光課
22	ハローワークの紹介による就労促進	就職したい女性たちにハローワーク等を紹介し就労の促進をはかる	産業観光課

③ ワーク・ライフ・バランスの推進

NO	取組事業	事業内容	担当課
23	育児休業制度、介護休業制度の普及・啓発の促進	男性も女性も、育児休業や介護休業を取りやすいように制度についての広報、啓発を行う。	総務課 産業観光課
24	ワーク・ライフ・バランスの啓発促進	仕事と家庭生活を両立しながら働くことのできる職場環境づくりに関するセミナー等の周知・啓発を行う。	産業観光課

(3) 地域社会における男女共同参画の推進

政策や方針の立案や決定過程への男女共同参画は、男女があらゆる分野で利益を享受し、ともに責任を担い合う男女共同参画社会の基盤です。

本村では地域社会における男女共同参画を推進するため、これまで、審議会や委員会等への女性委員の参画を推進するため、委員の選出に際し公募等幅広い範囲からの委員の選出や、女性の参画を図る体制強化に取り組んできました。また、庁内においては女性職員の職域拡大と管理職への登用を推進しており、管理職にある女性職員の割合は平成27年度の6.3%から令和元年度の21.4%へと大きく躍進しました。

一方、子育てへの支援では、公共施設以外の公共の場での整備が遅れており、おむつ交換台の設置や公園の施設整備などの対策が必要となっています。また、今後の人口減少・高齢者の増加により介護が必要な方の増加が見込まれることなどから、介護に係る支援のニーズは高くなっており、困難を抱える人への支援と合わせて、強化を図る必要があります。また、防災・災害復興体制の整備にも取り組んできましたが、女性の視点を取り入れた避難所の運営が課題となっています。

こうしたことから、審議会や委員会などへの女性の登用の推進に加え、PTAやサークル活動、ボランティア活動などの地域活動への男性の参画や、女性の視点を取り入れた避難所運営など、固定的な性別分担にとらわれない意識の醸成を図るとともに、介護サービスの充実・介護予防事業の支援、及び子育て世帯、高齢者にも優しいむらづくりを進めていきます。

① むらづくりへの女性の参画の促進

NO	取組事業	事業内容	担当課
25	審議会・委員会への女性の目標登用率25%の計画的推進	審議会等への男女の参画率が偏らないように、女性委員の参画を拡大する。目標値は達成可能な数値として25%を掲げる。	全課
26	公募等幅広い範囲からの委員起用の推進	委員の選定に当たっては、より広い村民からの参画をはかれるように、公募等のしくみを取り入れる。	全課
27	関係機関への女性の意思・方向決定への参加、参画に向けた連携の強化	村内の関係機関に対して女性の意思を生かし、さまざまな決定に参画できる機会をより広く整備されることをすすめる、各機関が一体となって連携し、女性の参画をはかる体制を強化する。	全課
28	女性職員の政策立案能力の向上	女性職員が持てる力を十分に発揮し、さらに能力を向上させるために政策立案研修、女性の登用による職場の活性化研修等への女性職員の参加促進をはかる。	総務課

② 地域活動における男女共同参画の促進

NO	取組事業	事業内容	担当課
29	地域活動の支援・充実	弱体化してきた地域内の絆を再構築するために、PTA、サークル活動、ボランティア活動など、女性が中心に展開されてきたコミュニティ活動への男性の参画等充実をはかる。	総務課
30	公民館、文化団体、創作活動など地域文化活動への参画の促進	地域で開催されるさまざまな文化活動への男女共同参画をすすめる。	総務課
31	地域で活躍できる女性リーダーの発掘・育成	女性が持てる力を地域で発揮できるように、女性リーダーの育成をはかる。	総務課

③ 子育てへの支援

NO	取組事業	事業内容	担当課
32	保育サービスの充実	保育ニーズの多様化に対応するため、保育園や放課後児童クラブにおける保育内容の充実を図る。また、多様な保育サービスの提供を検討する。	住民福祉課
33	子育て支援センターの充実	子育て支援センターにおける乳幼児及びその保護者の交流、子育ての相談や情報提供の充実を図る。	住民福祉課

NO	取組事業	事業内容	担当課
34	子育てにやさしいむらづくりの推進	公共施設をはじめ観光施設などについて、多機能トイレの整備や、おむつ替え、調乳・授乳スペースの確保など、男女ともに気軽に利用できる子育てに配慮した施設整備を進める。子育て家庭が楽しく過ごせる公園等の整備を進める。	関係各課
35	講演会等における託児サービスの充実	講演会等開催時の託児サービスについて実施を検討する。	関係各課
36	子育て情報の提供	村広報誌やホームページなどで情報の周知をはかる。	住民福祉課
37	子育て情報の交流促進	村広報やホームページなどで情報の周知交流をはかる。	住民福祉課

④ 介護への支援

NO	取組事業	事業内容	担当課
38	介護サービスと自立支援の推進	介護サービスの充実をはかるとともに、介護を必要とせず、年齢を重ねてもできるだけ自立した生活を送れるように健康づくりを支援する。	保健衛生課
39	介護にかかわる人材の養成	介護にかかわる人材を広く求め養成する。	保健衛生課

⑤ 困難を抱える人への支援

NO	取組事業	事業内容	担当課
40	一人暮らし高齢者、閉じこもり、障害のある方など多様な家族形態への支援の充実	一人暮らし高齢者や閉じこもり、障害を持つ人など一律のサービスでは対応できない多様な家族形態があることを前提にサービスを充実させる。	住民福祉課

⑥ 男女共同参画による防災対策の推進

NO	取組事業	事業内容	担当課
41	男女のニーズに対応した防災・災害復興体制の整備	災害時には女性・男性において必要とする支援・環境が異なるので、男女のニーズに対応した防災・災害復興体制を整備する。	総務課
42	女性の視点を取り入れた避難所の運営	性別、要配慮者等に配慮した避難所運営マニュアルを作成するとともに、女性の参画の拡大を目指す。	総務課

(4) 生涯を通じた心身の健康づくり

女性も男性も各人が互いの身体的特質を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対して思いやりを持って生きていくことは男女共同参画社会の前提です。

男女が共に生涯を通じて自分の健康を自分で管理し、安心して生活をするためには、保健センターを中心に、相談業務の充実、ライフステージに応じた情報提供や支援、病気の早期発見をはかるための健康診査の受診率向上などの健康づくりの促進が求められます。

特に妊娠や出産の可能性がある女性には、各年齢段階に必要な知識の習得や適切なケアが必要です。また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する女性の健康と権利）の視点から、心身両面における健康支援や相談体制の充実など総合的な取組が求められていると同時に、性感染症の感染防止のための取組が必要となってきます。

本村では、毎年各種健康診査を行っており、がん検診などの受診率は県内でも上位となっていますが、国や県の目標値には達していない状況です。また、各種運動教室・スポーツ活動に対する参加者の満足度は比較的高くなっていますが、男性や若い世代の参加を増やすことが今後の課題となってきます。

こうしたことから、各種健診の受診率の向上、生涯スポーツ・レクリエーション事業の充実などにより、男女の心と身体の健康づくりを促進するとともに、母子健康事業や性感染症の感染防止のための取組を推進することで、健康支援、相談体制の充実を図ります。

① 男女の心と身体の健康づくりの促進

NO	取組事業	事業内容	担当課
43	健康相談・メンタルヘルス相談の充実	心身ともに健康な人生を送るための健康相談・メンタルヘルス相談の充実をはかる。	保健衛生課
44	年齢に応じた健康づくり支援	年齢によって必要とする健康情報・支援が異なるので、ライフステージに応じて主体的に健康の維持・促進をはかることができるように支援する。	保健衛生課
45	各種健康診査の受診率の向上	健康診査は健康維持管理の基本である。各種健康診査の受診率向上に努める。	保健衛生課
46	生涯スポーツ・レクリエーション事業の充実	スポーツ・レクリエーションの指導者を育て、生涯スポーツ活動の推進をはかる。	教育委員会

② 母子健康事業への推進

NO	取組事業	事業内容	担当課
47	母子健康相談事業の推進	母子健康手帳交付時から妊婦健康診査・相談、産後ケア、乳幼児健診など、妊娠から子育てまでの母子健康相談事業を推進する。	保健衛生課
48	家庭訪問推進事業の推進	妊産婦家庭訪問、新生児家庭訪問などの家庭訪問事業を推進する。	保健衛生課

③ エイズ及び性感染症対策の推進

NO	取組事業	事業内容	担当課
49	性感染症に関する情報提供と感染防止のための啓発推進	エイズや性感染症などの情報提供をはかり、感染防止のための啓発活動を推進する。	保健衛生課

3. 配偶者等に対するあらゆる暴力を根絶する

(1) DV等の防止にむけた啓発活動の推進

【DV防止基本計画】

DVなどは、人権を侵害し、男女共同参画の推進を阻害する重大な問題であるにもかかわらず、これまでは個人、家庭、職場内の問題として見過ごされてきました。またDV等の暴力は被害者だけでなく、その子どもに及ぶこともあり、子どもへの影響も深刻となっています。近年では若い世代の男女間で発生するデートDVや、ストーカー等、問題は多岐にわたっており、村民に対して、暴力は決して許されるものではないということを一人ひとりに浸透させていくことが重要となっています。

本村では、これまで広報等を用いてDV対策等を啓発するとともに、職員への周知啓発を行ってきました。また、平成31年4月に「東秩父村職員のハラスメント防止に関する要綱」を策定し、相談体制の構築や職員への周知・啓発の強化を図ってきました。

今後とも、引き続き庁内におけるDV対策等の周知・強化を図るとともに、村民に対して、あらゆる暴力の防止に向けた啓発活動を推進していきます。

① 人権・暴力根絶にむけた啓発活動の推進

NO	取組事業	事業内容	担当課
50	男女間のあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成	DV等は人権侵害であるとの認識を広め、これらの暴力を許さない社会づくりに向けた意識の醸成につとめる。	総務課

(2) DV等被害者支援への取組の推進

【DV防止基本計画】

DVの問題は家庭内の問題として見過ごされ、被害者はだれにも相談できず、ひとりで悩みを抱え込む傾向が多くあります。そのため、DVの被害者がひとりで悩むことなく、相談機関の支援を速やかに安心して受けられるよう相談窓口の周知を図るとともに、関係機関との連携を強化し、配偶者等からの暴力の防止に向けた取組と自立に向けた支援を行う必要があります。

本村では県の「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」に基づき、相談体制の充実や情報漏洩対策を行うとともに、関係機関や各課との連携を図り、DV被害者やその子どもの保護と支援を行ってきました。また、平成31年4月に「東秩父村DV対策庁内連携会議」を設置し、庁内の連携強化に努めてきました。

今後とも、引き続き相談体制の充実を図るとともに、関係機関、関係各課と連携した、DV被害者の保護、ならびに自立支援の強化に取り組みます。

① DV等に対する相談支援体制の充実

NO	取組事業	事業内容	担当課
51	DVなど女性に対する暴力の防止事業の実施	DV等は人権侵害であるとの認識を広め、暴力の防止に努める。	総務課
52	相談指導体制の充実と女性・子ども人権尊重意識の啓発	関係機関と連携し、男性・女性職員による相談受付、カウンセリングの手配など相談体制を充実する。	総務課
53	DV等被害者・子どもの支援体制の強化	被害者の保護や自立に向けて、関係機関や各課と連携するとともに、その子どもの人権を守る。	住民福祉課 総務課

4. 男女共同参画の推進体制を構築する

(1) 推進体制の構築

男女共同参画は、全ての分野にわたることから、全庁内で取り組むことはもとより、村民、地域、事業者、民間団体など、多様な主体との協働や連携が重要です。

そのため、国や県と連携し、総合的な推進体制の整備を図るとともに、村民・事業者・民間団体等に本計画の周知を図り、連携して本計画の各取組を進めていきます。

また、本計画の進捗管理を定期的に行い、事業の進捗状況と計画全体の成果の両面から点検・評価を行うとともに、その結果を踏まえて、随時事業内容の見直しや改善等を行うなど、PDCAサイクルによる適切な事業運営を行い、次期計画に繋げていきます。

① 総合的な推進体制の整備

NO	取組事業	事業内容	担当課
54	男女共同参画施策に係る情報収集	国や県と連携し、男女共同参画施策に係る情報を収集する。	総務課

② 村民・事業者・民間団体との連携

NO	取組事業	事業内容	担当課
55	村民・事業者・民間団体等へのプランの周知	あらゆる媒体を通じて、村民・事業者・民間団体等へ本プランの周知に努める。	総務課

③ 計画の進行管理体制の整備

NO	取組事業	事業内容	担当課
56	男女共同参画プラン推進委員会による計画の進行管理体制の整備	毎年関係各課に進捗状況報告を求め、定期的に計画の進行管理・評価を行うとともに、PDCAサイクルによる適切な進捗管理を行う	総務課

1. 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号
改正 平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号
改正 平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民

の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固

定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共

団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、

閣議の決定を求めなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第 14 条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第 15 条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第 16 条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさど

る。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第 23 条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第 26 条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第 2 条 男女共同参画審議会設置法（平成 9 年法律第 7 号）は、廃止する。

（経過措置）

第 3 条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第 1 条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第 21 条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第 4 条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第 23 条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみ

なされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号） 抄
（施行期日）

第 1 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 88 号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第 10 条第一項及び第五項、第 14 条第三項、第 23 条、第 28 条並びに第 30 条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第 29 条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第 30 条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経

過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号） 抄
（施行期日）

第 1 条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

2. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成 13 年法律第 31 号)

最終改正：令和元年法律第 46 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。

このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消され

た場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努

めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等（配偶者暴力相談支援センター）

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第5条、第8条の三及び第9条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害

者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第8条の2 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

（保護命令）

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離

婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第18条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時

から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活に

おいて密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対

する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第 12 条 第 10 条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第 10 条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第 10 条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られ

た措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第 58 条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第 13 条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第 14 条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第 12 条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第 15 条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由

の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第10条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合に

において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第10条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第10条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第 15 条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第 10 条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第 18 条 第 10 条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第 12 条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第 18 条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第 18 条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第 18 条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第 19 条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方によっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若

しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第 20 条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第 12 条第二項(第 18 条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第 21 条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成 8 年法律第 109 号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第 22 条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第 23 条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第 24 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第 25 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第 26 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第 27 条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第 3 条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第 3 条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第 4 条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第 5 条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第 4 条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第 28 条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲

げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第 5 章の 2 補則

（この法律の準用）

第 28 条の 2 第 2 条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 2 条	被害者	被害者（第 28 条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第 6 条 第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第 10 条 第一項から第四項まで、 第 11 条 第二項 第二号、第 12 条 第一項 第一	配偶者	第 28 条の二に規定する関係にある相手

号から第四号まで及び第 18 条第一項		
第 10 条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第 28 条の 2 に規定する家計を解消した場合

第 6 章 罰則

第 29 条 保護命令（前条において読み替えて準用する第 10 条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第 30 条 第 12 条第一項（第 18 条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第 28 条の 2 において読み替えて準用する第 12 条第一項（第 28 条の 2 において準用する第 18 条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則〔抄〕

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第 6 条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第 7 条、第 9 条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第 27 条及び第 28 条の規定は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 平成 14 年 3 月 31 日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第 12 条第

一項第四号並びに第 14 条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第 3 条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成 16 年法律第 46 号〕

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第 10 条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第 10 条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第 10 条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第 18 条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第 3 条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成 19 年法律第 113 号〕〔抄〕

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第 10 条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

三 第 2 条中児童福祉法第 12 条の改正規定

（同条第四項及び第六項に係る部分並びに同条第一項の次に一項を加える部分に限る。）及び同法第 12 条の五の改正規定令和 5 年 4 月 1 日

附 則〔平成 25 年法律第 72 号〕〔抄〕

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則〔平成 26 年法律第 28 号〕〔抄〕

（施行期日）

第 1 条 この法律は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第 2 条並びに附則第 3 条、第 7 条から第 10 条まで、第 12 条及び第 15 条から第 18 条までの規定平成 26 年 10 月 1 日

附 則〔令和元年法律第 46 号〕〔抄〕

（施行期日）

第 1 条 この法律は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第 4 条、第 7 条第一項及び第 8 条の規定公布の日

二 第 2 条（次号に掲げる規定を除く。）の規定並びに次条及び附則第 3 条の規定令和 4 年 4 月 1 日

3. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成 27 年法律第 64 号

附則

第一章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第 2 条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われな

ければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第 3 条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第 5 条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第 4 条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方

公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活

における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業

主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第9条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（認定一般事業主の表示等）

第10条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第14

条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第 11 条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第 9 条の認定を取り消すことができる。

- 一 第 9 条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第 9 条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第 12 条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和 47 年法律第 113 号)第 13 条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成 3 年法律第 76 号)第 29 条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第 13 条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第 8 条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第 14 条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第 10 条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第 15 条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第 12 条の認定を取り消すことができる。

- 一 第 11 条の規定により第 9 条の認定を取り消すとき。
- 二 第 12 条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第 13 条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第 12 条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第 16 条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和 22 年法律第 141 号)第 36 条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会そ

その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第 37 条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第 5 条の三第一項及び第四項、第 5 条の四、第 39 条、第 41 条第二項、第 42 条第一項、第 42 条の二、第 48 条の三第一項、第 48 条の四、第 50 条第一項及び第二項並びに第 51 条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第 40 条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第 50 条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第 37 条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 16 条第四項の規定による届出を

して労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第 41 条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第 36 条第二項及び第 42 条の三の規定の適用については、同法第 36 条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第 42 条の三中「第 39 条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 16 条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第 17 条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第 18 条 国は、第 8 条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第 19 条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が

実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づ

く取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表 (一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第 20 条 第8条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第8条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第 21 条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第 22 条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第 23 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第 24 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その

他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第 25 条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第 26 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第 27 条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第 22 条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第 22 条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第 28 条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第 29 条 前 2 条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第 30 条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第 8 条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第 31 条 厚生労働大臣は、第 20 条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第 8 条第一項に規定する一般事業主又は第 20 条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第 8 条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこ

れに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第 32 条 第 8 条、第 9 条、第 11 条、第 12 条、第 15 条、第 16 条、第 30 条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第 33 条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第 34 条 第 16 条第五項において準用する職業安定法第 41 条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第 35 条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第 22 条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第 28 条の規定に違反して秘密を漏らした者

第 36 条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第 16 条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第 16 条第五項において準用する職業安定法第 37 条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第 16 条第五項において準用する職業安定法第 39 条又は第 40 条の規定に違反した者

第 37 条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第 10 条第二項（第 14 条第二項におい

て準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 第 16 条第五項において準用する職業安定法第 50 条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第 16 条第五項において準用する職業安定法第 50 条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第 16 条第五項において準用する職業安定法第 51 条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第 38 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 34 条、第 36 条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第 39 条 第 30 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第 7 条を除く。)、第五章(第 28 条を除く。)及び第六章(第 30 条を除く。)の規定並びに附則第 5 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(この法律の失効)

第 2 条 この法律は、平成 38 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

2 第 22 条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第 28 条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第 3 条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第 4 条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成 29 年 3 月 31 日法律第 14 号)抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第 1 条中雇用保険法第 64 条の次に 1 条を加える改正規定及び附則第 35 条の規定公布の日

二・三 略

四 第 2 条中雇用保険法第 10 条の四第二項、第 58 条第一項、第 60 条の二第四項、第 76 条第二項及び第 79 条の二並びに附則第 11 条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第 4 条の規定並びに第 7 条中育児・介護休業法第 53 条第五項及び第六項並びに第 64 条の改正規定並びに附則第 5 条から第 8 条まで

及び第 10 条の規定、附則第 13 条中国
公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182
号）第 10 条第十項第五号の改正規定、附
則第 14 条第二項及び第 17 条の規定、附
則第 18 条（次号に掲げる規定を除く。）の
規定、附則第 19 条中高年齢者等の雇用の
安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68
号）第 38 条第三項の改正規定（「第 4 条第
八項」を「第 4 条第九項」に改める部分に限
る。）、附則第 20 条中建設労働者の雇用の
改善等に関する法律（昭和 51 年法律第 33
号）第 30 条第一項の表第 4 条第八項の項、
第 32 条の十一から第 32 条の十五まで、
第 32 条の十六第一項及び第 51 条の項及
び第 48 条の三及び第 48 条の四第一項の
項の改正規定、附則第 21 条、第 22 条、
第 26 条から第 28 条まで及び第 32 条の
規定並びに附則第 66 条（次号に掲げる規
定を除く。）の規定 平成 30 年 1 月 1 日

（罰則に関する経過措置）

第 34 条 この法律（附則第 1 条第四号に掲げ
る規定にあっては、当該規定）の施行前にした
行為に対する罰則の適用については、なお従
前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第 35 条 この附則に規定するもののほか、こ
の法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令
で定める。

附 則（令和元年 6 月 5 日法律第 24 号）抄 （施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して一
年を超えない範囲内において政令で定める日
から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定
は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第 3 条中労働施策の総合的な推進並びに
労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等
に関する法律第 4 条の改正規定並びに次条

及び附則第 6 条の規定 公布の日

- 二 第 2 条の規定 公布の日から起算して三
年を超えない範囲内において政令で定める
日

（罰則に関する経過措置）

第 5 条 この法律の施行前にした行為に対する
罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第 6 条 この附則に定めるもののほか、この法
律の施行に関して必要な経過措置は、政令で
定める。

（検討）

第 7 条 政府は、この法律の施行後五年を経過
した場合において、この法律による改正後の
規定の施行の状況について検討を加え、必要
があると認めるときは、その結果に基づいて
所要の措置を講ずるものとする。

4. 埼玉県男女共同参画推進条例

平成 12 年 3 月 24 日

埼玉県条例第 12 号

個人の尊重と法の下での平等は日本国憲法にうたわれており、男女平等の実現については、国際婦人年以來、国際連合が「平等・開発・平和」の目標を掲げ、各国が連帯して取り組んでいる。

また、あらゆる分野における女性に対する差別の解消を目指して、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸に男女平等のための取組が積極的に展開され、国内及び県内においても進められてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

一方、現在の経済・社会環境は、急激な少子・高齢化の進展をはじめ、情報化、国際化など多様な変化が生じている。

特に、埼玉県においては、核家族世帯率が高く、女性の労働力率が出産・子育て期に大きく低下する傾向があり、また、男性は通勤時間が長く、家事・育児・介護等の家庭生活における参画が必ずしも十分ではない。

こうした現状を踏まえ、豊かで安心できる社会を築いていくためには、男女が、社会的文化的に形成された性別の概念にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かで活力ある 21 世紀の埼玉を築くため、この条例を制定する。

目的

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関

し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、並びに男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

定義

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- 三 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

基本理念

第 3 条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性に対する暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、性別によ

る固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

- 3 男女共同参画の推進は、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。
- 6 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際的な協力の下に行われなければならない。

県の責務

- 第4条 県は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。
- 2 県は、男女共同参画の推進に当たり、市町村、事業者及び県民と連携して取り組むものとする。
- 3 県は、第一項に規定する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置等を講ずるよう努めるものとする。

事業者の責務

- 第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的

に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

県民の責務

- 第6条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、自ら積極的に参画するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

性別による権利侵害の禁止

- 第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、女性に対する暴力を行ってはならない。
- 2 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

公衆に表示する情報に関する留意

- 第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

県の施策

- 第9条 県は、本県の特性を踏まえ、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策等を行うものとする。
 - 一 男女が共に家庭生活及び職業生活を両立することができるように、その支援を行うよう努めること。
 - 二 広報活動等の充実により、男女共同参画に関する事業者及び県民の理解を深めるとともに、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、男女共同参画を促進するための措置を講ずるよう努めること。
 - 三 あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、事業者及び県民と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるよう努めること。
 - 四 審議会等における委員を委嘱し、又は任

命する場合にあっては、積極的格差是正措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図ること。

五 女性に対する暴力及びセクシュアル・ハラスメントの防止に努め、並びにこれらの被害を受けた者に対し、必要に応じた支援を行うように努めること。

六 男女共同参画の取組を普及させるため、当該取組を積極的に行っている事業者の表彰等を行うこと。

七 民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動に資するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずること。

八 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての調査研究を行うこと。

埼玉県男女共同参画審議会

第 10 条 埼玉県男女共同参画審議会（第 12 条第 3 項において「審議会」という。）は、男女共同参画の推進に資するために、次に掲げる事務を行う。

一 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。

二 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ、調査し、及び知事に意見を述べること。

総合的な拠点施設の設置

第 11 条 県は、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施し、並びに県民及び市町村による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設を設置するものとする。

基本計画の策定

第 12 条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定める

ものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、県民の意見を聴くとともに、審議会に諮問しなければならない。

4 知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前 2 項の規定は、基本計画の変更について準用する。

苦情の処理

第 13 条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の事案について、県内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者（次項において「県民等」という。）からの申出を適切かつ迅速に処理するための機関を設置するものとする。

2 県民等は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合、又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、前項の機関に申し出ることができる。

3 第 1 項の機関は、前項の規定に基づき苦情がある旨の申出があった場合において、必要に応じて、前項の施策を行う機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるように勧告等を行うものとする。

4 第 1 項の機関は、第 2 項の規定に基づき人権を侵害された旨の申出があった場合において、必要に応じて、関係者に対し、その協力を

得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うものとする。

年次報告

第 14 条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

委任

第 15 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。附則この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 13 条の規定は、同年 10 月 1 日から施行する。

5. 東秩父村男女共同参画プラン策定懇話会設置要綱

令和2年7月1日

告示第50号

(設置)

第1条 本村における男女共同参画型社会の確立のための東秩父村男女共同参画プラン(以下「計画」という。)の策定に向けて、基本的な課題を探るとともに行政と村民が取り組むべき施策を明らかにするため、東秩父村男女共同参画参画プラン策定懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(職務)

第2条 懇話会は、計画の策定に必要な項目について意見を交換し、これを取りまとめて村長に提言するものとする。

(組織)

第3条 懇話会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は別紙に掲げる者とし、村長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が終了するまでの期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、必要に応じ会長が召集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

東秩父村男女共同参画プラン策定懇話会委員名簿

氏 名	役 職	備 考
久保田 奈保美	東秩父村城山保育園保護者会 会長	
大 野 孝 行	東秩父村立槻川小学校 PTA 家庭教育委員長	
吉 田 圭 子	東秩父中学校 PTA 家庭教育委員長	
梅 澤 真紀子	東秩父村和紙の子児童クラブ 保護者代表	
野 口 勝 則	東秩父村議会 総務産業常任委員会 委員長	
高 田 長 子	東秩父村教育委員 教育長職務代理	◎
野 口 博 一	東秩父村社会教育委員 委員長	
奈 良 幸 子	東秩父村人権擁護委員 委員	
小 林 洋 介	東秩父村人権擁護委員 委員	
鈴 木 洋 三	東秩父村民生委員・児童委員協議会 会長	
小 澤 愛 子	東秩父村農業委員会 会長	○
宮 崎 恵 子	みどりの杜 施設長	
神 宮 康 明	特別養護老人ホーム つきかわ 施設長	
関 口 実枝子	東秩父村商工会女性部 部長	
清 水 純 子	東秩父村農協女性部 部長	

(敬称略、◎：会長、○：副会長)

第3次東秩父村男女共同参画プラン
みんなで共に創る 元気村ひがしちちぶ

発 行 東秩父村役場 総務課
埼玉県秩父郡東秩父村大字御堂634番地
TEL 0493(82)1221